

上場申請のための有価証券報告書

(の部)

株式会社フラクタリスト

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	11
5 【従業員の状況】	11
第2 【事業の状況】	12
1 【業績等の概要】	12
2 【生産、受注及び販売の状況】	16
3 【対処すべき課題】	18
4 【事業等のリスク】	19
5 【経営上の重要な契約等】	28
6 【研究開発活動】	28
7 【財政状態及び経営成績の分析】	29
第3 【設備の状況】	33
1 【設備投資等の概要】	33
2 【主要な設備の状況】	33
3 【設備の新設、除却等の計画】	34
第4 【提出会社の状況】	35
1 【株式等の状況】	35
2 【自己株式の取得等の状況】	54
3 【配当政策】	54
4 【株価の推移】	54
5 【役員の状況】	55
6 【コーポレート・ガバナンスの状況】	56
第5 【経理の状況】	59
1 【連結財務諸表等】	60
2 【財務諸表等】	61
第6 【提出会社の株式事務の概要】	109
第7 【提出会社の参考情報】	110
1 【提出会社の親会社等の情報】	110
2 【その他の参考情報】	110

第二部 【特別情報】	111
第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】	111
1 【貸借対照表】	112
2 【損益計算書】	114
3 【利益処分計算書】	115
第三部 【株式公開情報】	131
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	131
第2 【第三者割当等の概況】	134
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	134
2 【取得者の概況】	140
3 【取得者の株式等の移動状況】	151
第3 【株主の状況】	152

監査報告書

平成16年7月事業年度

平成17年7月事業年度

平成18年1月中間会計期間

【表紙】

【提出書類】 上場申請のための有価証券報告書(の部)

【提出先】 株式会社名古屋証券取引所
代表取締役社長 畔 柳 昇 殿

【提出日】 平成18年9月6日

【会社名】 株式会社フラクタリスト

【英訳名】 Fractalist inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田 中 祐 介

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 050(5524)4150(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 橋 爪 小太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 050(5524)4150(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 橋 爪 小太郎

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	平成13年7月	平成14年7月	平成15年7月	平成16年7月	平成17年7月
売上高 (千円)	128,753	122,288	101,089	168,721	425,019
経常利益 (千円)	3,347	204	246	10,445	26,779
当期純利益 (千円)	3,076	22	66	177	15,750
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	10,000	10,000	31,500	53,500	202,350
発行済株式総数 (株)	200	200	630	1,070	7,686
純資産額 (千円)	10,211	10,234	31,800	53,978	362,879
総資産額 (千円)	43,739	42,195	53,284	181,140	536,065
1株当たり純資産額 (円)	51,057.63	51,170.32	50,477.34	50,447.30	47,213.00
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額) (円)	()	()	()	()	()
1株当たり当期純利益 (円)	15,383.53	112.69	197.81	250.90	2,680.94
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	23.4	24.3	59.7	29.8	67.7
自己資本利益率 (%)	35.5	0.2	0.3	0.4	7.6
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)				9,028	4,810
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)				78,081	76,014
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)				111,827	292,876
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)				34,780	261,387
従業員数 〔他、平均臨時 雇用者数〕 (名)	3 〔6〕	4 〔5〕	5 〔3〕	10 〔3〕	28 〔25〕

- (注) 1 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 第2期、第3期及び第4期の売上高には、消費税等は含まれており、第5期及び第6期には消費税等は含まれておりません。
- 3 第5期及び第6期の財務諸表については、株式会社名古屋証券取引所有価証券上場規程3条第7項の規定に基づき、証券取引法第193条の2の規定に準じて、あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第2期、第3期及び第4期については、当該監査を受けておりません。
- 4 第2期、第3期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。また、第5期及び第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権等の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
- 5 株価収益率については当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 6 第4期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 なお、同基準及び適用指針の適用に伴う影響については、第二部 特別情報 第1 提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表の(1株当たり情報)注記事項をご参照ください。
- 7 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員数)の年間平均雇用人員であります。
- 8 当社は平成16年12月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。
 そこで、株式会社名古屋証券取引所の引受担当責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書(の部)の作成上の留意点について」(平成18年5月2日付名証自規G第15号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
 なお、第2期、第3期及び第4期の数値についてはあずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
決算年月	平成13年 7月	平成14年 7月	平成15年 7月	平成16年 7月
1株当たり純資産額 (円)	10,211.52	10,234.06	10,095.46	10,089.46
1株当たり当期純利益 (円)	3,076.70	22.53	39.56	50.12
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)				
1株当たり配当額 (円)				

2 【沿革】

年月	事項
平成11年 9月	有限会社グローバルプロジェクトデザインジャパンを設立
平成12年 6月	株式会社に改組し、商号を株式会社フラクタルコミュニケーションズに変更 本店所在地を東京都渋谷区恵比寿に設置し、モバイル事業を開始
平成13年 6月	CellStar Asia Corp.と共同で株式会社アジアジーンを設立（関連会社）
平成13年 9月	本店所在地を東京都渋谷区松濤に移転
平成15年 2月	本店所在地を東京都渋谷区桜丘町に移転
平成15年 6月	株式会社フラクタルコミュニケーションズを株式会社フラクタリストに商号変更
平成15年 7月	株式会社アジアジーンを子会社化
平成16年 3月	本店所在地を東京都渋谷区恵比寿南に移転
平成16年 7月	ネットワーク機器連携用ソフトウェア開発キット「NAT Traversal SDK」の販売開始
平成16年 8月	携帯電話向けサイト構築パッケージソフトウェア「MobileMaster（モバイルマスター）」を発表 株式会社ニューロンを子会社化
平成17年 6月	子会社であった株式会社アジアジーンを会社清算
平成17年 7月	当社を存続会社として100%子会社の株式会社ニューロンと合併 ネットワーク機器連携ソリューション「NomadicNode（ノーマディックノード）」を発表 MEDIAPRO TECHNOLOGY LIMITEDを関連会社化
平成17年 9月	MEDIAPRO TECHNOLOGY LIMITEDが美拓技術（北京）有限公司を設立
平成17年10月	美拓技術（北京）有限公司が飛拓無限信息技术（北京）有限公司と事業運営に関する独占的サービス提供契約を締結
平成17年12月	本店所在地を東京都渋谷区恵比寿に移転

3 【事業の内容】

当社は、“いつでも” “どこでも” “簡単に” 誰もがインターネットを利用できる社会を実現することを目的として、ソフトウェア開発及びインターネットに関連するネットワーク技術を活用した事業展開を行っており、モバイル事業とNomadicNode（ノーマディックノード）事業に大別できます。このうちモバイル事業は現在の主たる事業であり、NomadicNode事業は今後の成長を目指し注力している事業と位置づけられます。

(1) モバイル事業

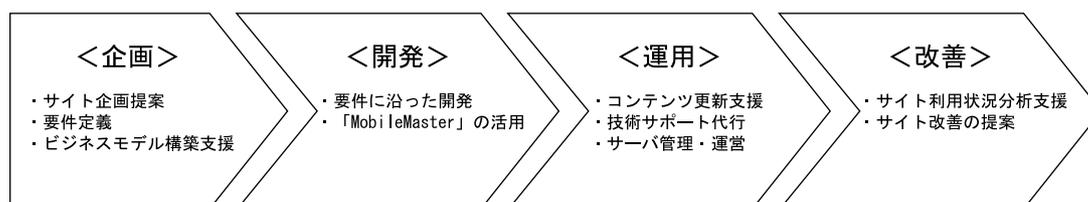
モバイル事業は、主に以下のサービスを顧客である携帯電話向けインターネットサイト運営事業者を提供しております。

携帯電話を利用したインターネットサイト構築の受託開発
において構築したサイトの運営受託
「MobileMaster（モバイルマスター）」のライセンス提供

につきましては、携帯電話を利用したインターネットサイト運営事業者に対して、当社が開発した携帯電話向けサイト構築用のソフトウェアである「MobileMaster」の各種機能（後述）を活用（ライセンス提供）しながら、具体的には携帯電話向けの着信メロディや待ち受け画像などのコンテンツ配信システム、携帯電話上での宿泊予約システム、消費者向け電子商取引（モバイルコマース）システム等のサイト構築を行うものであります。

につきましては において構築したサイトのコンテンツ更新の支援やサーバ管理・運営などを継続して行っております。

これらを時系列に従って図示すると、以下のとおりとなります。



につきましては、サイト構築等を自社で行う企業や当社と同様に他社からのサイト構築等を受託する企業に対して「MobileMaster」をライセンス提供しております。

さらに、携帯電話メーカー向けに携帯電話端末に組み込まれる時計などのアプリケーションソフトウェアの開発業務や一般消費者への携帯電話インターネット向けコンテンツ配信も行っております。

< 「MobileMaster」の主な機能 >

機能名	機能の内容
CMK	<p>サイト管理システムCMK (Content Manager for K-tai)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3 キャリア (NTT ドコモ、au、ボーダフォン) の全機種に対応したサイトが迅速に構築可能となるほか、キャリア毎に独自設定されている絵文字も自動的に変換し表示することが可能となる。 ・ 技術的な専門知識を必要とせずに、ウェブ上の管理画面操作だけでコンテンツ更新が可能となる。 ・ サイトでの会員数管理機能により、コンテンツ更新や広告宣伝活動と会員数の増減との関係などの分析が可能となる。
eCMK	<p>電子商取引サイト管理システムeCMK (e-Commerce Manager for K-tai)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブ上の管理画面からサイトの更新作業などが実施可能となる。 ・ 販売・在庫管理、支払・決済、配送管理といったモバイルコマースに必要なシステムについては、顧客企業が利用している既存の外部システムと連携させることにより情報の一元化が可能となる。 ・ 商品別売上、顧客単価、時間帯別売上などの分析機能によって顧客動向の把握が可能となる。
IDK	<p>画像変換システムIDK (Image Dispenser for K-tai)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各携帯電話機種の画面サイズや解像度に応じて最適な画像に変換し、配信することが可能となる。 ・ 画像アップロード時の変換作業を自動化するなどの機能により、大量の画像を効率的に管理することが可能となる。
MDK	<p>動画変換システムMDK (Movie Dispenser for K-tai)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各携帯電話機種の画面の大きさや解像度に応じて最適なサイズの動画に変換し、配信することが可能となる。

(2)NomadicNode事業

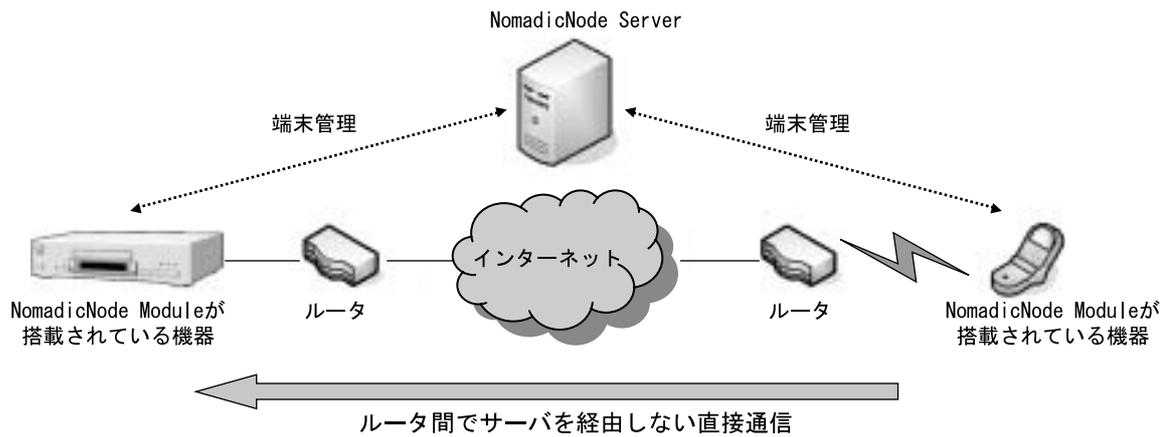
「NomadicNode (ノーマディックノード)」は、インターネットに接続できるさまざまな情報機器 (PC周辺機器やデジタルカメラ、携帯情報端末、DVDレコーダーなどの情報家電、カーナビゲーションなどの車載機器等) をインターネット経由で連携させ、遠隔操作を行ったり、サーバを経由せずに直接通信させることを誰もが簡単に行うことを可能とする当社が開発した技術です。

例えば、外出先の携帯電話から自宅の情報家電を操作したり、携帯電話に搭載された無線LAN(注1) 機能を利用して会社のIP電話(注2) に内線通話するなどといったことが可能となります。

既存技術によっても簡易な遠隔操作や直接通信を行うことは可能ですが、遠隔操作できる機能等が制限されたり、サーバに負荷をかけてしまうなどの難点があります。「NomadicNode」は、情報機器をあたかも直接操作するのと同じようにインターネット経由で遠隔操作することを可能とし、あるいはサーバへの負荷をかけずに直接通信を行うことを可能とする点で既存技術と異なります。その他の「NomadicNode」の詳しい特徴は後述いたします。

「NomadicNode」機能では、機器の接続管理、状態管理等を行う「NomadicNode Server (ノーマディックノード・サーバ)」と、サーバと連携して相手方機器との通信に関する制御を行うために機器に組み込む「NomadicNode Module (ノーマディックノード・モジュール)」により構成されます。

これらの概要を図示すると下記のとおりであります。



当社のNomadicNode事業は、

開発キットの販売（情報機器に「NomadicNode」を組み込むためのシステム開発キットを情報機器メーカーに対して販売（ソフトウェアライセンスの提供を含む）するもの）

ソフトウェア開発受託（情報機器メーカーの製品に「NomadicNode」を組み込むためのソフトウェア開発を受託するもの）

ライセンス提供（情報機器メーカーが「NomadicNode」を組み込んだ製品を製造する際に「NomadicNode」のソフトウェアライセンスを提供するもの）から構成されます。

< 「NomadicNode」機能の主な特徴 >

特徴	内容
専用ルータ(注3)が不要	<p>インターネットを経由しての情報機器の連携を図るためには、NAT(注4)越え、ファイアウォール(注5)越え、異なるネットワーク体系間での接続といった課題を解決する必要があり、これらを解決するための既存技術では、ルータに特定の機能が内蔵されている必要があったり、ルータ同士の相性によっては接続が不完全な場合があります。</p> <p>「NomadicNode」では、どのようなルータでも関係なく、また、ネットワークの専門知識を必要とせず、コネクタにケーブルを繋ぐだけで機器連携が可能となります。</p>
直接通信	<p>インターネットを経由しての情報機器の連携を図る際には、遠隔地にある機器の検索や接続のための認証・利用権限の管理などが必要となり、一般的には中継サーバを利用して管理を行っています。しかし、既存の技術では、文字や音声、画像等のさまざまなデータも同時に一旦中継サーバを経由することになるため、サーバに負荷がかかってしまいデータ遅延や通信品質の低下といった問題や、通信量に伴ってサーバ増強等の投資負担が生じます。</p> <p>「NomadicNode」では中継サーバ(「NomadicNode Server」)が機器の接続管理や状態管理のみを行い、文字や音声、画像等のデータはすべて端末間で直接通信がなされます。このためサーバ負荷を減らしながら、機器連携に必要な管理が行えます。</p>
セキュリティ	<p>「NomadicNode」では接続される情報機器のすべてに固有のID(識別番号)を設定し、「NomadicNode Server」で一元管理を行うことによって、インターネットでの盗聴、データの改ざん、なりすまし、第三者からの攻撃などを防止する仕組みになっています。また、データ転送時にはさまざまな暗号化を行うことも可能となっています。</p>
マルチプラットフォーム対応(注6)	<p>「NomadicNode」は、さまざまな種類の情報機器への組み込みを対象としていることから、CPU(注7)やOS(注8)に依存しないマルチプラットフォーム対応のプログラム構成となっております。また、プログラムデータも最小で数十KB(キロバイト)の小サイズであり、情報機器のパフォーマンスに影響を与えません。</p>

また、現時点における「NomadicNode」機能を用いた用途としては、以下のようなものが考えられています。

用途	内容
ルータ	<p>「NomadicNode」機能を組み込んだルータにパソコンやハードディスクレコーダ、外部記憶装置などの情報機器を接続することによって、異なるネットワーク環境にあっても機器同士での通信が可能となります。</p> <p>これにより例えば、外出先のネットワークから自宅のネットワークにある外部記憶装置中の必要なファイルを操作したり、ハードディスクレコーダ内の動画データを再生することなどが可能となります。</p>
監視カメラ	<p>外出先の「NomadicNode」機能を組み込んだパソコンや携帯電話と、自宅などに設置した「NomadicNode」機能を組み込んだ監視カメラとを連携させることにより、映像（録画映像のみならずリアルタイム映像も）を見るために必要なさまざまな設定を専門知識なしに行うことが可能となります。</p>
IP電話	<p>「NomadicNode」機能を組み込んだ携帯端末を用いて、自宅環境や公衆無線LAN(注9)環境を通じて、IP電話を利用するために必要な通信上の課題を容易に解決するとともに、携帯端末間のみならず一般加入電話回線網の電話との通話が可能となります。</p>

- (注1) 無線LANとは、有線ケーブルではなく電波や光といった無線によって通信を行う比較的高速なデータ転送能力を持つ方法で接続したネットワークのことである。
- (注2) IP電話とは、既存の電話（電話局の交換機や電話回線を通じて通話するもの）とは異なり、インターネット網を通じて通話する方式の電話のことである。
- (注3) ルータとは、家庭内や事業所内のネットワークとインターネットとを中継する機器である。インターネットを屋外、家庭内や事業所内のネットワークを屋内とすると玄関口のようなもののことである。
- (注4) NAT (Network Address Translation) とは、インターネット上の住所に当たるグローバルIPアドレスと、家庭内や事業所内のネットワークで個々の端末機器を識別するためのプライベートIPアドレスとを変換するルータに備わっている機能のことであり、外部からグローバルIPアドレス宛てにきた通信内容を具体的にどのプライベートIPアドレスの端末機器に割り振るか、逆に、各端末から送信する通信内容を、グローバルIPアドレスに変換して送信する。このようにグローバルIPアドレスとプライベートIPアドレス変換するため、一部のアプリケーションソフトが正常に作動しなくなるなどの制約がある。
- (注5) ファイアウォールとは、家庭内や事業所内のネットワークへ外部から侵入されるのを防ぐシステム、またはそのようなシステムが組み込まれたコンピュータのことであり、外部ネットワークを通じて第三者が侵入し、データやプログラムの盗み見・改ざん・破壊などが行われることのないように、外部との境界を流れるデータを監視し、不正なアクセスを検出・遮断する機能を有している。
- (注6) マルチプラットフォームとは、複数のOSやCPUといったシステムなどの基礎となる技術やハードウェア、ソフトウェアに対応していることである。
- (注7) CPU (Central Processing Unit) とは、各装置の制御やデータの計算・加工を行うコンピュータの中核部分のことである。
- (注8) OS (Operating System) とは、コンピュータシステム全体を管理するソフトウェアのことであり「基本ソフトウェア」とも呼ばれている。
- (注9) 公衆無線LANとは、無線LANなどのアクセスポイントを設置し、無線でのインターネット接続サービスを不特定多数の利用者に提供していることである。

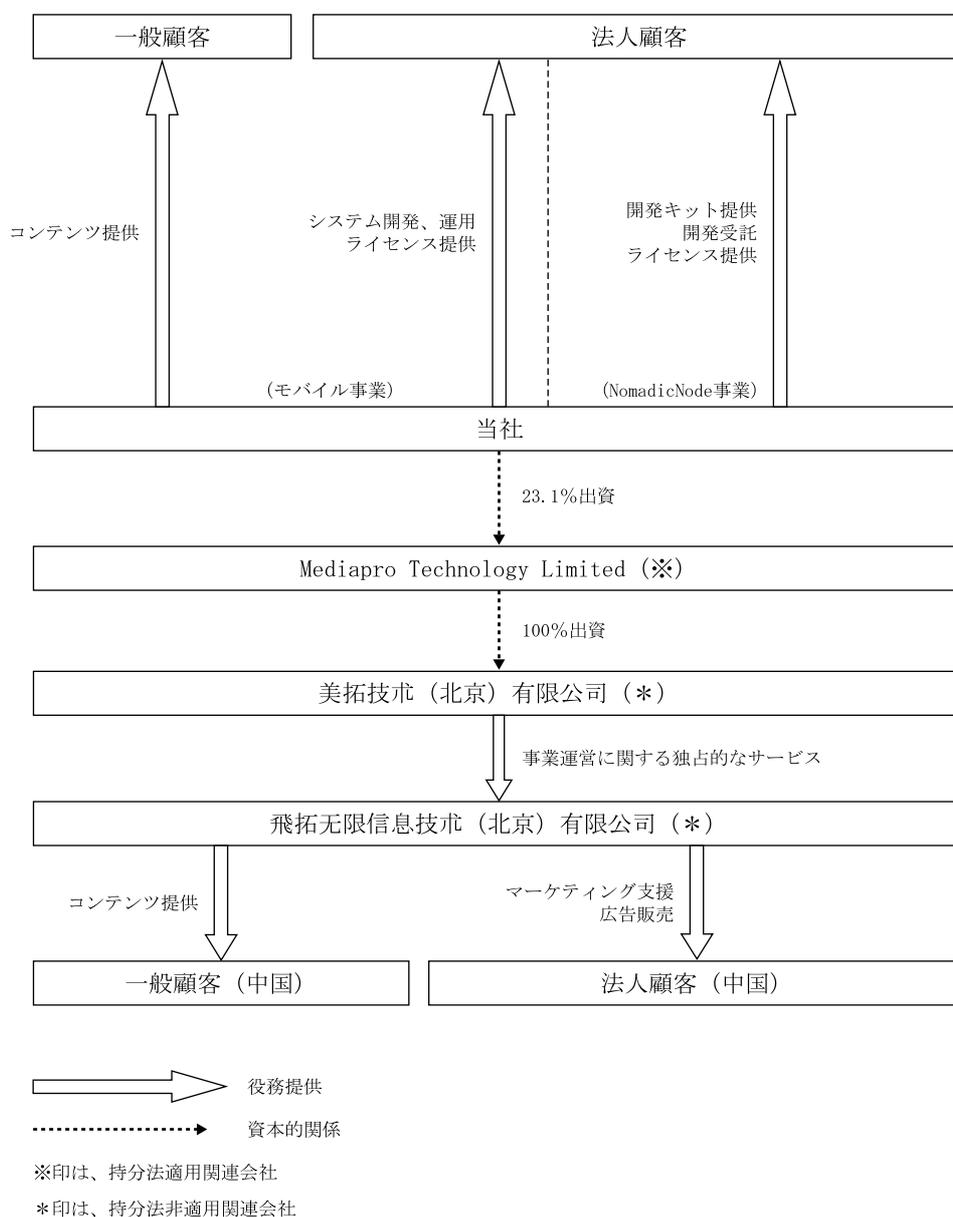
(3)その他の事業

当社が出資を行っている関連会社の事業といたしましては、英領ヴァージン諸島の持株会社である Mediapro Technology Limitedが、100%子会社として設立した美拓技術（北京）有限公司が中華人民共和国（中国）においてインターネット関連事業の運営受託業務を行っております。また、Mediapro Technology Limitedは美拓技術（北京）有限公司からの配当収入を収益として運営される予定であります。

中国におけるインターネット関連事業の具体的内容は、中国国内において携帯電話向けコンテンツの企画・開発・配信や携帯電話のインターネット機能を利用した企業の販売促進活動の支援、中国移动通信集团公司（チャイナ・モバイル）が展開する携帯電話インターネットのポータルサイト「Monternet」における広告の企画・開発・販売などであります。

なお、美拓技術（北京）有限公司は、中国国内において上記の事業を行うためのライセンスを有していないため、ライセンスを有する飛拓无限信息技术（北京）有限公司との間で事業運営に関する独占的サービスを同社に対して提供する契約を締結し、同社から受託したインターネット関連の運営業務を行う形態となっております。

以上の当社の事業系統を図示すると以下のようになります



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関係内容
(持分法適用関連会社) MEDIAPRO TECHNOLOGY LIMITED	英領ヴァージン諸島	50千US\$	持株会社	30.0	(注) 2
(持分法非適用関連会社) 飛拓無限信息技术(北京)有限公司	中華人民共和国	10,000千RMB	モバイル事業	-	(注) 4

(注) 1 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2 当社は平成17年7月にMEDIAPRO TECHNOLOGY LIMITEDの株式を取得し、同社を関連会社といたしました。

3 MEDIAPRO TECHNOLOGY LIMITEDは平成17年9月に美拓技術(北京)有限公司を設立しており、同社の概要は以下のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関係内容
(持分法非適用関連会社) 美拓技術(北京)有限公司	中華人民共和国	150,000千円	コンサルティング事業	-	

4 平成17年10月までは、当社の元取締役である陳氏を通じての影響力を勘案し、同社を当社の持分法非適用関連会社としておりましたが、同社が平成17年10月に美拓技術(北京)有限公司との間で事業運営に関する独占的サービス提供契約を締結したことに伴い、陳氏を通じての当社の影響力に比して、当該契約による美拓技術(北京)有限公司の影響力が著しく大きい状態となりましたので、同月、当社の関連会社から外れております。なお、同月以降は美拓技術(北京)有限公司の関連会社となっております。

5 当社は連結財務諸表を作成しておらず、また関連会社の重要性が乏しいため、持分法投資損益の注記は行っておりません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年7月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
43 〔36〕	29.7	1.4	5,189

(注) 1 従業員数は就業人員数であります。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員(パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員数)の年間平均雇用人員数であります。

4 従業員数が最近1年間において15名増加しておりますが、主として業容拡大に伴い期中採用が増加したためであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第6期（自平成16年8月1日 至平成17年7月31日）

当事業年度のわが国経済は、原油価格の高騰や海外経済の減速などがあったものの、国内における設備投資の増加などによって企業収益の改善が進んだことから、緩やかながらも景気は回復基調でありました。

当社の事業の中心であるモバイルインターネット関連分野においては、第三代携帯電話の普及によって、動画配信サービスや非接触式ICカード機能を利用した決済サービスなど、新たな技術を活用したサービス利用が浸透しております。また、無線LANを利用したインターネット接続サービスの普及も進んでおります。

このような環境の中、当社は営業関連人員4名、技術人員11名の拡充を行い、自社開発した携帯電話向けサイト構築パッケージソフトウェア「MobileMaster」を中心として携帯電話向けサイトの受託開発を展開してまいりました。また、従来まで提供していた「NAT Traversal SDK」をネットワーク機器連携ソリューション「NomadicNode」としてリリースを行いました。

これらの結果、売上高は425,019千円（前年同期比151.9%増）となりました。

また、主に技術人員の増員に伴う人件費が29,736千円増加し、売上高の増加に伴う外注加工費が127,676千円増加したことによって売上原価は233,858千円（前年同期比184.4%増）となり、売上総利益は191,160千円（前年同期比121.0%増）となりました。

販売費及び一般管理費については前事業年度末に比べて当事業年度末では営業関連人員が4名、管理部門人員が3名増加したことを含めて人件費が前事業年度に比べて42,418千円増加したほか、採用教育費が前事業年度に比べて12,271千円増加し、支払手数料が前事業年度に比べて27,092千円増加したことなどから175,877千円（前年同期比136.8%増）となり、営業利益は15,283千円（前年同期比25.3%増）となりました。

経常利益は助成金収入など営業外収益が18,733千円であったことなどから26,779千円（前年同期比156.4%増）となり、特別利益として有価証券受贈益8,000千円及び貸倒引当金戻入額65千円があり、特別損失として関係会社整理損697千円があったことから税引前当期純利益は34,147千円（前年同期比3,345.0%増）となり、当期純利益は15,750千円（前年同期比8,754.1%増）となりました。

なお、従来までの子会社であった株式会社ニューロンは平成17年7月28日付で当社と合併しております。また、子会社であった株式会社アジアジーンは平成16年8月20日開催の同社株主総会において解散決議を行い、平成17年6月29日付で清算が終了しております。

各事業の状況は次のとおりであります。

モバイル事業

モバイル事業につきましては、当期初に自社開発ソフトウェア「MobileMaster」を発表したことによって携帯電話向けコンテンツ配信会社等からの携帯電話向けサイト開発案件の引き合いが増加したことから営業関連人員を3名増員し、また、技術人員を8名増員して受注力と案件開発力の増強に努めました。これにより売上高は383,987千円（前年同期比127.6%増）となりました。

その他の事業

その他の事業につきましては、株式会社ニューロンと開発した「NAT Traversal SDK」の販売を中心に行いました。これにより売上高は41,032千円（前年同期は売上高なし）となりました。

第7期中間会計期間（自平成17年8月1日 至平成18年1月31日）

当中間会計期間におけるわが国の経済は、国内における設備投資の増加などによって企業収益の改善が進み、堅調な内需と輸出の回復などを背景に、非製造業や中小企業の業績も改善しており、景気回復のすそ野が広がっており、緩やかながらも景気は拡大基調でありました。

当社の事業の中心であるモバイルインターネット関連分野においては、携帯電話の電子マネー機能が鉄道事業者で利用可能となったほか、番号を変えずに携帯電話会社を変更できる「番号ポータビリティ制度（MNP）」が今秋に始まることを控えて、携帯電話機器が更なる高機能化を果たしたことから、出荷台数も3年ぶりに増加に転じると見込まれております。

このような環境の中、当社では営業関連及び技術人員をそれぞれ4名、6名増員するなど体制の強化を図るとともに、モバイルインターネット分野における電子商取引の拡大に対応し、同サイトの構築を受託したほか、当社が提供する携帯電話向けサイト構築パッケージソフトウェア「MobileMaster」の電子商取引対応機能等の開発に着手するとともに、ネットワーク機器連携ソリューション「NomadicNode」の用途としてIPPhone、ルータ、カメラ等への対応ソフトウェアの開発に注力いたしました。

これらの結果、売上高は374,967千円となりました。

また、主に技術人員の増員に伴う人件費の増加や外注加工費の増加によって売上原価は200,103千円となり、売上総利益は174,863千円となりました。

販売費及び一般管理費については、前事業年度末に比べて営業関連人員を4名増員したことや、内部管理体制の充実のための管理人員を2名増員したことを含めて人件費が49,144千円となったほか、採用教育費が11,682千円となったこと及び支払手数料が17,156千円となったことなどから147,015千円となり、営業利益は27,848千円となりました。

営業外収支は、営業外収益が6千円となり、営業外費用は支払利息が1,385千円であったことをはじめとして1,884千円であったことから経常利益は25,970千円となり、特別損失として本社移転費用9,015千円を計上したことから税引前中間純利益は16,954千円となり、中間純利益は7,748千円となりました。

なお、当社は第7期中間会計期間より中間財務諸表を作成しておりますので、前年同期との比較は行っておりません。

各事業の状況は次のとおりであります。

モバイル事業

モバイル事業につきましては、技術人員を前事業年度末から5名増加させ開発体制の強化に努めるとともに、自社開発ソフトウェア「MobileMaster」を活用した携帯電話向けサイト開発案件の増加やモバイルインターネットに対応した電子商取引サイトの開発等を受託したほか、「MobileMaster」の電子商取引対応やモバイルインターネットを活用した販促キャンペーンなどに対応する機能開発に着手いたしました。これにより売上高は354,967千円となりました。

NomadicNode事業

NomadicNode事業につきましては、営業及び開発体制の強化として4名の人員拡充を図るとともに、ネットワーク機器連携ソリューション「NomadicNode」の用途としてIPPhone、ルータ、カメラ等への対応ソフトウェアの開発に注力したほか、「NomadicNode」のソフトウェアライセンスの販売を行いました。これにより売上高は20,000千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第6期（自平成16年8月1日 至平成17年7月31日）

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度における9,028千円の減少から当事業年度は4,810千円の減少となりました。これは主に事業の拡大に伴って税引前当期純利益が34,147千円となったことや仕入債務の増加により35,606千円増加したものの、売上高の増加に伴って売上債権が増加し76,891千円の減少があったことによります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度における78,081千円の減少から当事業年度は76,014千円の減少となりました。これは主に貸付金の回収によって39,554千円の増加があったものの、貸付けによる支出によって42,399千円減少したほか、ソフトウェア開発に伴う無形固定資産の取得によって60,127千円減少したことによります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、前事業年度における111,827千円の増加から当事業年度は292,876千円の増加となりました。これは主に長期借入金の返済により51,004千円の減少、社債の償還により28,800千円の減少があったものの、第三者割当及び新株予約権行使による新株式の発行によって289,680千円の増加があったほか、長期借入れにより83,000千円の増加があったことによります。

これらの結果、当事業年度においては現金及び現金同等物は期首残高に比べて212,052千円増加したほか、100%子会社であった株式会社ニューロンとの合併により14,555千円増加したことから、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は261,387千円となっております。

第7期中間会計期間（自平成17年8月1日 至平成18年1月31日）

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、当中間会計期間は77,686千円の増加となりました。これは主に事業の拡大に伴ってたな卸資産の増加があったことにより11,681千円の減少があったものの、税引前中間純利益が16,954千円となったことや前受金の増加により50,379千円増加したことによります。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、当中間会計期間は109,439千円の減少となりました。これは主に本社移転に伴う敷金保証金の差し入れによって27,258千円減少したほか、ソフトウェア開発に伴う無形固定資産の取得により76,540千円減少したことによります。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、当中間会計期間は13,090千円の増加となりました。これは主に長期借入金の返済により46,450千円の減少があったものの、新株予約権の行使による株式の発行によって9,540千円の増加があったほか、長期借入れにより50,000千円の増加があったことによります。

これらの結果、当中間会計期間においては現金及び現金同等物は期首残高に比べて18,662千円減少し、当中間会計期間末における現金及び現金同等物の残高は242,725千円となっております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第6期及び第7期中間会計期間における生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	第6期 自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日	前年同期比(%)	第7期中間会計期間 自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日
	生産高(千円)		生産高(千円)
モバイル事業	226,918	277.8	200,103
NomadicNode事業	6,940		
合計	233,858	286.3	200,103

- (注) 1 金額は、製造原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

第6期及び第7期中間会計期間における受注実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	第6期 自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日				第7期中間会計期間 自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日	
	受注高(千円)	前年同期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)	受注高(千円)	受注残高(千円)
モバイル事業	386,330	247.3	6,435	157.3	423,139	74,607
NomadicNode事業	41,032				20,000	
合計	427,362	259.4	6,435	157.3	443,139	74,607

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

第6期及び第7期中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	第6期 自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日	前年同期比(%)	第7期中間会計期間 自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日
	販売高(千円)		販売高(千円)
モバイル事業	383,987	227.6	354,967
NomadicNode事業	41,032		20,000
合計	425,019	251.9	374,967

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第5期 自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日		第6期 自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日		第7期中間会計期間 自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ株式会社	47,200	28.0				
PCテクノロジー株式会社	17,800	10.6				
株式会社ファッションウォーカー					128,588	34.3
株式会社アイデアコミュニケーション					51,424	13.7

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 ソニー・エリクソン・モバイルコミュニケーションズ(株)の第6期及び第7期中間会計期間、PCテクノロジー(株)の第6期及び第7期中間会計期間、(株)ファッションウォーカーの第5期及び第6期、(株)アイデアコミュニケーションの第5期及び第6期の販売高及び販売割合については10%未満であるため記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社が事業展開を行っているインターネット関連分野においては技術進歩が早く、また、その市場は拡大を続けており、顧客の要望も個人、法人を問わずに絶えず変化しております。

このような状況下において、当社は今後においてもモバイル及びネットワーク関連分野におけるソフトウェア企業として事業展開を行っていくうえで下記事項を対処すべき課題として認識し、取り組みを進めております。

(1) 開発体制の強化

今後の事業拡大を図るうえでは、受託開発の増加や新たな収益源となるソフトウェア開発などに対応できる開発人員やプロジェクトマネージャの確保は大きな課題であります。

当社としては、この課題を解決するために、開発人員を有する企業との間で協業を含めて連携を深めていくことや、継続的にさまざまな方法によって採用活動を行うこと、社内での教育制度の充実を通じて人材育成を図ることなどに取り組んでいく必要があります。

(2) 技術の普及

当社が展開しているNomadicNode事業の事業展開については、ネットワーク上に接続する機器同士の直接相互通信を可能とする技術である「NomadicNode」機能を広く一般に普及させることが課題であります。

そのためには、数多くの情報機器製品に「NomadicNode」機能が組み込まれていく必要があります。そこで、当社としては、各種ソフトウェア企業、情報家電や通信機器メーカーなどと事業パートナーとしての緊密な連携を図る等の方法により、当社及び「NomadicNode」の信用力や認知度の向上を図ることが不可欠であります。

(3) 内部管理体制の強化

事業規模の拡大に伴って間接業務が増加することに対応し、また、適時開示への対応やコーポレートガバナンスの強化を図るためにも内部管理体制を引き続き強化していくことは重要な課題であります。

しかし、その一方で内部管理体制を強化することは固定費の増加に繋がり、収益を圧迫することから、より効率的な業務フローや組織体制の見直しを適宜行いながら、内部管理体制の強化による固定費増加と事業規模拡大のバランスを考慮する必要があります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社は、これらのリスクの発生の可能性を認識したうえで、発生の防止及び発生した場合の対応に最大限努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項目以外の記載内容も合わせて、慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスクをすべて網羅するものではありませんので、ご留意願います。

なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日（平成18年9月6日）現在において当社が判断したものであります。

(1)現在の事業内容に関するリスクについて

インターネットに関連する事業の市場の成長性について

当社はインターネットに関連する事業を主たる事業対象としているため、個人及び法人によるインターネット利用の更なる促進が成長のための基本的な条件となります。総務省の「平成16年通信利用動向調査の結果」によれば、高速インターネット接続の普及によりインターネット利用者は平成16年末時点で対前年比218万人増の7,948万人となっているものの、インターネットの歴史が浅いこともあり、その将来性はいまだ不透明な部分があります。インターネットの普及に伴う弊害の発生や利用に関する新たな規制の導入その他予期せぬ要因により、今後インターネット利用者の増加が見られない場合や減少する場合には、当社の想定している事業計画が遂行できず、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

「NomadicNode」の普及について

当社が提供しているネットワーク機器連携ソリューション「NomadicNode」は、平成17年7月に発表したものであり、これまでに類似性のある製品やサービスがないことから独自性が高いものであると認識しておりますが、現時点においては情報機器メーカー等の研究や製品開発のために供されるにとどまっており、情報機器メーカーから「NomadicNode」機能を搭載した製品は市販化されておられません。このため「NomadicNode」は一般消費者には認知されておられません。

このため、今後インターネット関連分野における技術革新等によって、ネットワーク上での機器連携において「NomadicNode」が必要とされない場合、他社により「NomadicNode」に代替する機能やサービスの提供が開始された場合、「NomadicNode」関連技術や製品・サービスに対するインターネット関連分野の需要が低い場合など、「NomadicNode」が普及しない場合には、当社が想定している事業計画の遂行が困難となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、当社の「NomadicNode」機能が情報機器メーカーの製品に組み込まれるに際して、その採用の技術的検証や組み込みのための製品開発等の期間が長期化した場合には、当社の事業計画において想定するライセンス収入が得られず、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

納品及び検収の遅延等による影響について

当社では、顧客企業からソフトウェアやコンテンツ、システム開発等を受託する場合、合意した納期どおりにシステム等を納入することが求められます。

しかしながら、なんらかの事情によって、当初予定よりも受託したソフトウェアやシステムの開発が遅れ、納品の遅延が起こる場合や納品後に瑕疵が発生し検収が遅延する場合には、当初見込んでいた売上計上が遅延する可能性があるだけでなく当社に対する信用の低下や経費の増大、違約金が発生するなどの可能性があります。

当社においては、このようなリスクを回避するために、開発案件別の工数管理を徹底することによって、納品における遅延発生の回避や納品物に瑕疵が生じないように努めておりますが、検収に遅延が生じた場合、または、納品物に瑕疵が生じた場合には当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

収益性の低い案件の発生の可能性について

当社の事業のうち、ソフトウェアやコンテンツ、システム開発については、作業開始時から検収までの費用発生を開発案件別に管理し、売上計上時の収益性を確保できると判断したうえで受注を行っております。

しかし、開発初期段階において顧客との間で決定された仕様に対して当社と顧客との間で認識の違いが生じる場合があります。また、新技術を伴ったソフトウェアやコンテンツ、システム開発案件の受注においては、必要とされる機能の実現や新技術習得のために予定外の費用が発生する可能性もあります。これらのような場合には、仕様の認識違い又は新技術に起因する瑕疵の発生への対応によって、予定していた工数の超過などが発生し、採算が悪化することにより、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、受注時には収益性が高いと見込まれていた開発案件であっても、外部環境の変化等の要因によって、予定外の費用が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

プログラム不良について

当社が顧客に対して納品したコンテンツ、ソフトウェア、システムに瑕疵が存在した場合には、顧客の事業におけるサービスの中断や停止及びユーザーのデータ破損等が生じる可能性があります。

当社では、顧客への納品前に社内において品質管理を行い、また、顧客も検収に際して納品物についての品質の確認を行ったうえで検収を行っていますが、検収時に発見されなかった瑕疵が検収後に生じた場合には、当社は顧客から損害賠償等を請求される可能性があるほか、当社の社会的な信用が低下し、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

情報セキュリティについて

当社では情報管理の重要性を十分に認識し、情報に対するセキュリティの強化や情報管理体制の整備に努めておりますが、今後、何らかの事情により、外部からの不正手段による当社が運用するサーバ等のネットワーク内への侵入や役職員の不適切な作業により、システム障害、機密情報や顧客情報の漏洩などが起こる可能性があり、当社の社会的な信用の低下や顧客や被害を被った第三者からの損害賠償等によって、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、コンピュータウイルス等の影響により、当社の事業に限らず、今後、インターネットや携帯電話等のネットワークの信頼性に重大な影響を与える事態が生じた場合には、それらのネットワークを利用したサービス全体に対する不信感によって、間接的に当社の事業に影響を受ける可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社では現時点において個人情報を取り扱う事業は一部を除いて行っておりません。しかし、モバイル事業において、顧客の保有する個人情報を含むコンテンツやソフトウェア、システムの開発の受託を受ける場合があるほか、今後の新規事業や新規サービスなどによって個人情報を保有、管理する可能性があります。こうした情報は当社において守秘義務があり、個人情報の取扱については、データへのアクセス制限を定めるなどの対策を講じております。

しかし、外部からの不正アクセスやコンピュータウイルス、役職員の過失などによってこれらの個人情報の漏洩・紛失が生じた場合には、当社の社会的信用の低下や損害賠償の請求などによって、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(2) 技術革新および競合について

当社が事業展開を行っているインターネット関連技術や携帯情報端末をはじめとする情報家電技術は急速に進歩しており、多くの参入企業によって新技術・新サービスが常に生み出されております。

当社は競争力のある製品・サービスを提供し続けるために、それら新技術・新サービスに対応したソフトウェア等の開発をしていくことが必要であります。

当社といたしましては、常にこれらの変化に対応すべく努力をしておりますが、万一新技術への対応に遅れが生じ、当社が提供しているソフトウェア等が陳腐化する場合や、当社が採用し対応した新技術が浸透しなかった場合には、競合他社に対する当社の競争力が低下することにより、財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、インターネット関連分野は参入企業の増加や既存企業の事業拡大等によって競争激化の傾向にあることから、当社は競争激化に対応すべく、新たなソフトウェアや製品・サービスの開発提供、ノウハウの蓄積、人員確保をはじめ組織力の強化に取り組んでまいり所存ではありますが、将来にわたっても優位性を維持できる保証はなく、競争激化によって当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(3)事業展開に関するリスク

新規事業、新規サービス・製品の立ち上げに伴うリスクについて

当社では事業拡大を行ううえで、従来までの技術やノウハウを活かした新規事業や新規サービス・製品を提供することが必要であると認識しております。

このため、新規事業や新規サービス・製品への投資については、その市場性などについて十分な検証を行ったうえで投資の意思決定を行っておりますが、市場環境の変化や不測の事態により、当初予定していた投資回収を実現できない可能性があります。また、新規事業や新規サービス・製品の立ち上げには、一時的に追加の人材採用、研究開発又は設備投資等が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

海外における事業展開について

インターネット関連分野は、日本だけでなく世界的にも拡大しております。そうした状況の中で当社では、携帯電話向けコンテンツ開発などで培ったノウハウを利用した海外展開や、インターネットを利用した情報家電などの機器連携ソリューションである「NomadicNode」による海外企業との製品の共同開発や事業提携又はソフトウェアや製品の海外展開を行う予定であります。

当社は、進出先の市場動向の調査や参入形態の考慮、共同開発や事業提携先海外企業の調査を十分に行い事業リスクの軽減を図りながら事業展開していくことを基本としていく予定であります。しかしながら、当該進出対象国における市場規模が当社の予測を下回る可能性、当該進出対象国における法的規制の変更の可能性、取引相手となる海外企業との商習慣の違い、又は、日本において培ったノウハウやソフトウェアが海外でも同じように適用できない場合、その他、競合企業の存在や知的財産権の取扱方法の違い又は為替変動等の要因により、事業展開及びその成果が当初予測と異なる可能性も存在し、これによって当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(4)財政状態及び経営成績に関するリスクについて

当社の歴史が浅いことについて

当社は平成11年9月に設立され、本書提出日（平成18年9月6日）現在において、設立から約7年を経過したのみであります。このため、期間業績比較を行うための十分な財務数値が得られないうえ、新たに開始したNomadicNode事業への取組みなどにより、過年度の経営成績だけでは、今後の当社の業績の判断材料としては不十分な面があると考えられます。とりわけ、当社が新たに開始したNomadicNode事業はインターネットを利用した機器連携という新しい事業分野であり、将来においてこれらのネットワーク機器連携関連製品を取り巻く業界の事業環境が大きく変化した場合、当社の事業戦略等は大きな変更を余儀なくされる可能性があり、今後の当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

無形固定資産のソフトウェア価値について

当社が販売を目的として開発したソフトウェアの制作費については無形固定資産として計上しており、当事業年度末における残高は59,441千円（ソフトウェア仮勘定を含む。）となっております。

当社のソフトウェア制作については、事業戦略や事業計画に基づいて行っておりますが、その成果物が市場ニーズに合致しない場合など、ソフトウェアの経済的価値が著しく減少する場合には、当該経済価値の減少部分について無形固定資産として計上したソフトウェアを一時的費用又は損失として処理する必要が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(5) 会社組織に関するリスクについて

小規模組織であることについて

当社は平成18年7月31日現在、取締役5名、監査役3名、従業員43名と小規模組織で事業展開をしております。また、内部管理体制につきましても組織の規模に応じたものとなっております。

当社は今後、事業拡大のために人員増強及び内部管理体制の一層の充実を図る所存であります。人材等の拡充が進まない場合や既存の人材が社外に流出した場合など当社の内部管理体制の拡充が進まなかった場合には、当社の経営活動やコンプライアンスを含めたコーポレートガバナンス体制に支障が生じ、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

人材確保について

当社が今後事業拡大を行うためには、携帯電話向けのシステム開発技術者やネットワーク機器連携に関連するシステム開発技術者、システム提供のための企画・営業担当、拡大する組織に対応するための管理担当などの各部門において優秀な人材をいかに確保していくかが重要となります。

しかし、同業他社との間において人材獲得競争（人材の流動化）が高まっており、当社では優秀な人材の確保に努める所存ではありますが、事業拡大に十分な人材確保ができない場合や当社の役職員が当社から離脱した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

特定人物への依存度について

当社においては、創業者である代表取締役社長田中祐介が、当社設立時より経営戦略の決定をはじめ、企画開発、資本政策、営業など、当社の事業推進において重要な役割を果たしております。

当社では、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めております。現時点において同氏が当社の経営を離れる事由は生じておりませんが、上記の経営体制が構築される前に何らかの理由により同氏の業務遂行が困難になった場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(6)法的規制等に関するリスクについて

事業展開上の法的規制等について

本書提出日（平成18年9月6日）現在、当社が事業展開を行ううえで直接的影響を受けるような法的規制はありません。しかし、インターネット関連分野においては、まだ事業分野自体の歴史が浅いことや変化の速度が速いことから、今後、インターネット関連分野における事業展開を規制する法令の適用や新法令の制定される可能性を完全に否定することはできず、このような法的規制がなされた場合には、当社の事業展開は制約を受け、当社の事業戦略及び経営成績に影響を与える可能性があります。

知的財産権について

近年、当社が事業を展開するインターネット関連業界においては、インターネット関連技術に対して特許を申請する動きが急速に広まっており、商取引の仕組みそのものに特徴を有する特許（いわゆるビジネスモデル特許）の出願も多く行われております。

このような状況下において、当社といたしましては、主にインターネットを利用したネットワーク機器連携ソリューション「NomadicNode」に関連した技術の保護を図るべく研究開発活動により得られた独自技術については特許出願を行うことにより権利化を図るとともに、第三者の知的財産権を侵害する事態を可能な限り回避すべく努めております。

しかし、国内及び当社が将来事業の展開を行う可能性のある国々において成立している特許権のすべてを検証し、さらに将来的にどのような特許権が成立するかを正確に把握することは困難であり、将来的に当社事業に関連した特許権などの知的財産権がインターネット関連事業にどのように適用されるかについて予想するのは困難であります。

このため、当社事業に現在利用されている技術と抵触関係をなす特許権などの知的財産権を第三者が既に取得している可能性や、将来的に当社事業における必須技術と抵触関係をなす特許権などの知的財産権が第三者に成立する可能性、または、現在すでに当社事業に関連した技術において当社が認識していない特許等が成立している可能性を完全に否定することはできず、そのような可能性が現出した場合には、当該特許権者から権利侵害に関する訴訟の提起がなされることにより、当社が損害賠償義務を負う可能性や当社事業の全部又は一部を継続できなくなる可能性があります。また、特許権などの知的財産権の保有者から当社事業に関連した技術の使用継続が認められるとしても、当該特許等に関する対価の支払いが発生することにより、当社の業績に影響を受ける可能性があります。

なお、当社は主要な技術である「NomadicNode」に関連した複数の特許を出願中であります。しかし、インターネット関連分野における技術革新のスピードは速いために、当該分野においても新たな技術が開発されることにより、当社の「NomadicNode」の技術的な競争優位性が低下し、業績に対して影響を与える可能性があります。

訴訟等に関するリスクについて

当社では設立以来当社の事業に関連した訴訟の提起を受けたことはなく、リスク管理体制についても整備・改善を行っておりますが、今後の事業展開においては訴訟を受ける可能性を完全に否定することはできず、訴訟の内容及び金額、訴訟を受けることによる当社の社会的な評価の低下などによっては当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。下記はその一例であります。

- ・モバイル事業において、受託開発などにおける当社の責による納期遅延やシステムの不具合、当社が提供したソフトウェアの重大な瑕疵などによって、顧客に損失をもたらした場合
- ・NomadicNode事業において、当社の提供しているソフトウェアや製品に重大な瑕疵やサーバ停止等によるサービス提供不能となったことにより顧客に損失をもたらした場合
- ・個人情報管理において当社の過失により、当社が所有する顧客情報や顧客企業から受託されている個人情報が流出した場合や、流出した個人情報が悪用された場合
- ・システムにおけるセキュリティ上の脆弱性に起因した、第三者による不正な手段による侵入やなりすまし等の犯罪行為によって、顧客や第三者に対して損失をもたらした場合

(7)その他のリスク

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は役職員に対して新株予約権の付与を行っております。当該新株予約権は、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき、平成16年6月16日開催の臨時株主総会、平成17年6月30日開催の臨時株主総会、平成17年12月29日開催の臨時株主総会、平成18年3月13日開催の臨時株主総会においてそれぞれ特別決議されたものであります。今後、付与された新株予約権が行使された場合、1株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。なお、提出日（平成18年9月6日）の前月末時点における新株予約権の潜在株式数は1,279株であり、発行済株式総数8,921株の14.3%に相当します。

現時点における新株予約権の状況は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」をご参照ください。

また、当社は今後も有能な人材の獲得や役職員に対するインセンティブの一環として、ストックオプションを役職員に付与する可能性があります、その場合には、さらなる株式価値の希薄化が起こる可能性があります。

配当を実施していないことについて

当社は今まで、企業体質の一層の強化と将来の事業拡大のために内部留保の充実に重点を置いてきており、これまで配当を実施しておりません。

今後は、事業展開の状況と各期の経営成績を勘案して決定することを基本方針としておりますが、当面は、安定した財務体質に裏付けられた経営基盤の強化を図るため、内部留保に重点を置くこととしております。

MEDIAPRO TECHNOLOGY LIMITEDへの出資について

当社は中華人民共和国（以下、「中国」という。）においてモバイルインターネット関連事業を行うために英領ヴァージン諸島に本社があるMEDIAPRO TECHNOLOGY LIMITEDへ50,424千円の出資（提出日（平成18年9月6日）現在の議決権の所有割合は23.1%）をしております。

同社は2005年9月に100%子会社として中国国内において美拓技術（北京）有限公司を設立しており、美拓技術（北京）有限公司は、中国国内においてインターネット事業を行うためのライセンスを有する飛拓無限信息技术（北京）有限公司との間で事業運営に関する独占的サービス提供契約を締結し、飛拓無限信息技术（北京）有限公司を通じて、中国国内におけるモバイルインターネット関連事業を行っております。

このため、中国国内におけるモバイルインターネット関連事業において損失が計上された場合や、中国国内における法規制等の変更などによって美拓技術（北京）有限公司と飛拓無限信息技术（北京）有限公司との間の契約が解消され、あるいは飛拓無限信息技术（北京）有限公司のライセンスが無効となる場合などのほか、中国国内や英領ヴァージン諸島における税制の変更がなされる場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

関連当事者取引について

当社においては当事業年度において役員及び個人主要株主等に対して以下の関連当事者取引があります。

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
役員	田中 祐介			当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 36.3			リース契約 に対する連 帯保証	22,745		
								質貸借契約 に対する連 帯保証	14,336		
								銀行借入に 対する連帯 保証	90,634		
役員及 びその 近親者	田中 伸夫			当社代表取 締役社長の 2親等内の 血族	(被所有) 直接 6.5			銀行借入に 対する連帯 保証	12,900		
役員	陳 昶			当社取締役				資金の貸付	41,899	貸付金	89,979
								貸付金利息	287		
役員	佐久間 裕幸			当社監査役			税務相談 等	佐久間税務 会計事務所 への顧問料	1,660		

このうち、陳昶氏に関しましては平成17年7月15日に同氏が当社取締役を退任したことによって関連当事者取引は解消されております。また、表中の同氏に対する貸付金の期末残高は当該退任時点における残高と同額であります。当該貸付金は当事業年度中に全額の返済を受けております。

また、佐久間裕幸氏に関しましては平成17年6月30日に同氏が当社監査役を退任したことによって関連当事者取引は解消されております。

当社代表取締役田中祐介からの当社の賃貸借契約に対する連帯保証につきましては、当社が平成17年12月5日に本社移転を行ったことによって従来の賃貸借契約を解約したことから解消しております。

当社代表取締役田中祐介及びその二親等内親族である田中伸夫氏から、当社の銀行借入に対する連帯保証を受けておりましたが、平成18年8月に全て解消しております。

また、当社代表取締役田中祐介からは当社のリース契約に対する連帯保証を受けておりましたが、平成18年8月に全て解消しております。

調達資金の用途について

当社が今回予定している公募増資による調達資金の用途につきましては、モバイル事業及びNomadicNode事業における販売用ソフトウェアの開発への投資、借入金の返済、運転資金への充당을予定しております。

なお、現時点における資金用途計画は上記のとおりでございますが、今後の事業環境の変化に伴って当該資金が上記以外の目的に用途の変更がなされる可能性があります。また、実際の資金用途が必ずしも計画どおりの成果があげられる保証はございません。

5 【経営上の重要な契約等】

当社と株式会社ニューロンの合併

当社は経営の効率化を図ることを目的として、子会社であった株式会社ニューロンと平成17年6月8日に合併契約を締結し、平成17年7月28日に合併いたしました。

合併契約の概要は、次のとおりであります。

合併の方法

当社を存続会社とし、株式会社ニューロンは解散する。

合併に際しての株式の発行及び割当

該当事項はございません。

資本金の増加

該当事項はございません。

合併の期日

平成17年7月28日

財産の引継

当社は、株式会社ニューロンの平成16年7月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併に至るまでの増減を加除した資産、負債及び権利義務の一切を合併期日において引継ぐ。

被合併会社の合併時の資産・負債の状況

資産		負債	
科目	金額 (千円)	科目	金額 (千円)
流動資産	36,910	流動負債	172
固定資産		負債合計	172
有形固定資産	308		
資産合計	37,218		

6 【研究開発活動】

第6期（自平成16年8月1日 至平成17年7月31日）

当社は、ネットワーク機器連携ソリューション「NomadicNode」の事業開発を行うべくインターネットを通じた機器連携のための制御技術などの研究や情報収集を行っております。今後もこれらの制御技術を発展させ、家電や車載機器などについてネットワークを通じて連携させるための研究開発を推進してまいります。

なお、当事業年度の研究開発費の総額は741千円であり、平成17年7月に従来までの「NAT Traversal SDK」を発展させ、ネットワーク機器連携ソリューションの核となる「NomadicNode」を開発しております。

第7期中間会計期間（自平成17年8月1日 至平成18年1月31日）

当社は、ネットワーク機器連携ソリューション「NomadicNode」の事業開発を行うべくインターネットを通じた機器連携のための制御技術などの研究や情報収集を行っております。今後もこれらの制御技術を発展させ、家電や車載機器などについてネットワークを通じて連携させるための研究開発を推進してまいります。

なお、当中間会計期間の研究開発費の総額は15,802千円であり、平成17年7月に従来までの「NAT Traversal SDK」を発展させ、ネットワーク機器連携ソリューションの核となる「NomadicNode」を開発しております。また、「MobileMaster」につきましては、電子商取引対応やモバイルインターネットを活用した販促キャンペーンなどに対応する機能開発を行っております。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

文中における将来に関する事項は、本書提出日（平成18年9月6日）現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

第6期（自平成16年8月1日 至平成17年7月31日）

資産

資産の総額は536,065千円（前年同期比195.9%増）であります。

流動資産は総資産の71.5%に相当する383,037千円（前年同期比220.7%増）となっております。このうち、現金及び預金が261,387千円（前年同期比651.5%増）を占めております。このほか営業活動の拡大に伴って売掛金が108,451千円（前年同期比100.6%増）となっております。また、繰延税金資産として主に当事業年度において合併した株式会社ニューロンより引き継いだ繰越欠損金などを対象として2,406千円計上されております。

なお、前事業年度に計上されておりました関係会社短期貸付金25,400千円は当事業年度において株式会社ニューロンへの現物出資により全額回収をしております。

固定資産は総資産の28.5%に相当する153,028千円（前年同期比148.1%増）となっており、その内訳としましては、有形固定資産が2,484千円（前年同期比95.7%増）、無形固定資産が85,459千円（前年同期比2,276.6%増）、投資その他の資産が65,084千円（前年同期比14.5%増）となっております。

このうち、無形固定資産の主な増加理由につきましては、「MobileMaster」や「NomadicNode」といった販売用ソフトウェアの開発によってソフトウェア資産が21,695千円（前年同期比816.3%増）となったほか、開発中の販売用ソフトウェア資産であるソフトウェア仮勘定が37,745千円計上されたこと、当事業年度において実施した株式会社ニューロンとの合併において発生した営業権が25,490千円計上されたことによります。なお、営業権の償却につきましては当事業年度より5年間の均等償却にて処理を行ってまいります。

また、投資その他の資産の増加理由につきましては、関連会社であるMEDIAPRO TECHNOLOGY LIMITEDの株式を50,424千円で取得したほか、本社の増床に伴って敷金保証金が11,906千円（前年同期比83.0%増）となっております。なお、前事業年度において計上されていた従業員長期貸付金48,080千円は全額回収をしております。

負債

負債の総額は173,186千円（前年同期比36.2%増）であり、総資産の32.3%に相当します。

流動負債は総資産の18.6%に相当する99,554千円（前年同期比24.8%増）となっております。流動負債の主な増加理由としましては、営業活動の拡大に伴って買掛金が38,710千円（前年同期比1,147.2%増）、未払金が16,471千円（前年同期比16.2%増）となったことによります。また、長期借入金の増加に伴って一年以内返済予定の長期借入金も34,101千円（前年同期比20.4%増）となっております。

固定負債は総資産の13.7%に相当する73,632千円（前年同期比55.3%増）となっており、これは全額が長期借入金の増加によるものであり、資金調達の多様化を目的として市中の金融機関から借り入れたものであります。

資本

資本の総額は362,879千円（前年同期比572.3%増）であり、自己資本比率は67.7% となっております。

当事業年度においては第三者割当増資により合計1,881株の新株発行をしたことにより、資本金が144,300千円、資本準備金が144,300千円増加しているほか、前事業年度に発行した新株予約権の行使によって455株の新株発行を行ったことにより資本金が4,550千円増加しております。

第7期中間会計期間（自平成17年8月1日 至平成18年1月31日）

資産

資産の総額は623,422千円であります。

流動資産は総資産の61.7%に相当する384,539千円となっております。このうち現金及び預金が242,725千円を占めております。このほか営業活動の拡大に伴って売掛金が114,448千円となっております。

固定資産は総資産の38.3%に相当する238,882千円となっており、その内訳としましては、有形固定資産が7,221千円、無形固定資産が152,035千円、投資その他の資産が79,625千円となっております。

このうち、無形固定資産の主な増加理由につきましては、「MobileMaster」や「NomadicNode」といった販売用ソフトウェアの開発によってソフトウェア資産が60,535千円となったほか、開発中の販売用ソフトウェア資産であるソフトウェア仮勘定が68,984千円計上されたことによります。また、投資その他の資産の増加理由につきましては、本社の移転に伴って敷金保証金が27,258千円増加したことによります。

負債

負債の総額は242,794千円であり、総資産の38.9%に相当します。

流動負債は総資産の27.1%に相当する169,013千円となっております。流動負債の主な増加理由としましては、営業の拡大に伴って未払金が27,566千円、前受金が51,324千円となったことによります。

固定負債は総資産の11.8%に相当する73,781千円となっております。微増の主な要因としましては資金調達の多様化を目的として市中の金融機関から借り換えを行ったことによります。

資本

資本の総額は380,627千円であり、自己資本比率は61.1% となっております。

主な要因としましては当中間未処分利益の増加7,748千円及び当中間期における新株予約権の行使に伴い11,000株の新株発行をしたことにより資本金が10,000千円増加しております。

(2)経営成績の分析

第6期（自平成16年8月1日 至平成17年7月31日）

概略

「1 業績等の概況 (1)業績」に記載のとおりであります。

営業損益

当事業年度の営業損益において、売上高は425,019千円（前年同期比151.9%増）、売上原価は233,858千円（前年同期比184.4%増）、販売費及び一般管理費は175,877千円（前年同期比136.8%増）となり、差引15,283千円の営業利益（前年同期比25.3%増）を計上しております。

売上総利益率につきましては45.0%となり前事業年度を6.3ポイント下回っております。これは、売上高の増加に対応するため、外注加工費が148,588千円（前年同期比610.5%増）となったことが主たる要因であります。

また、売上総利益率が低下したことに伴って、売上高営業利益率は3.6%となり前事業年度を3.6ポイント下回っております。

営業外損益

当事業年度の営業外損益につきましては、営業外収益を18,733千円（前年同期比16,398.6%増）、営業外費用を7,237千円（前年同期比288.8%増）計上し、差引11,496千円の利益（前事業年度は1,747千円の費用）を計上しております。

このうち、主な営業外収益は短期貸付金及び長期貸付金による利息収入が1,808千円計上されたほか、助成金収入16,382千円（前年同期は該当なし）を計上しております。

また、主な営業外費用としましては、長期借入金金の増加に伴って支払利息が2,882千円（前年同期比76.7%増）となったほか、第三者割当増資による新株発行に伴い新株発行費が3,469千円（前年同期比2,152.7%増）発生しております。

特別損益

当事業年度における特別損益につきましては、特別利益を8,065千円、特別損失を697千円計上しております。

このうち、主な特別利益としましては、株式会社ニューロンに関して同社株主より当社に対して同社株式の寄贈があったことから関係会社株式受贈益として8,000千円を計上しております。

また、特別損失としましては、株式会社アジアジーンの会社清算に伴って関係会社整理損を697千円計上しております。

その他

当事業年度における法人税、住民税及び事業税は444千円（前年同期比45.4%減）を計上しております。これは株式会社ニューロンとの合併に伴って同社の繰越欠損金を引き継いだことから税引前当期純利益に対する税負担の割合が小さくなったことによります。また、同繰越欠損金に対する繰延税金資産の取り崩しなどにより法人税等調整額17,952千円を計上しております。なお、当事業年度末時点における同繰越欠損金の残高は5,246千円となっており、今後は繰越欠損金の解消に伴い税引前当期純利益に対する税負担の割合は大きくなると見込んでおります。

第7期中間会計期間（自平成17年8月1日 至平成18年1月31日）

概略

「1 業績等の概況 (1)業績」に記載のとおりであります。

営業損益

当中間会計期間の営業損益において、開発コストの増加により売上原価は200,103千円となり、また人員の増加に伴い人件費が増加し販売費及び一般管理費は147,015千円となりました。売上高は大型案件の成約等が順調であり374,967千円となり、その結果、当中間会計期間における営業利益は27,848千円を計上しております。

売上総利益率につきましては46.6%となりました。これは、原価に含まれる労務費が31,111千円となり、原価に占める割合が低下したことによります。

また、売上総利益率が上昇したことによって、売上高営業利益率は7.4%となりました。

営業外損益

当中間会計期間の営業外損益につきましては、営業外収益を6千円、営業外費用を1,884千円計上しております。

主な営業外費用としましては、長期借入金に伴う支払利息が1,385千円となったほか、新株発行に伴う新株発行費が459千円となっております。

特別損益

当中間会計期間における特別損益につきましては、特別損失として本社移転費用9,015千円計上しております。

その他

当中間会計期間における法人税、住民税及び事業税は8,083千円を計上しており、前期に引き続き合併に伴い引き継いだ繰越欠損金を計上しております。また法人税等調整額につきましては繰延税金資産の取り崩しにより1,123千円を計上しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第6期（自平成16年8月1日 至平成17年7月31日）

当事業年度においては、当社の販売パッケージソフト「MobileMaster」の販売力をより強化するための開発に重点をおいた設備投資を行いました。

当事業年度の設備投資等の総額は64,024千円であり、その主なものは、「MobileMaster」製品開発におけるソフトウェア19,587千円、当社のモバイルコンテンツサイト開発におけるソフトウェア2,664千円、サーバ及びパソコンその他周辺機器等の工具器具及び備品1,400千円であります。

なお、重要な設備の除却及び売却はありません。

第7期中間会計期間（自平成17年8月1日 至平成18年1月31日）

当中間会計期間においては、当社の販売パッケージソフト「MobileMaster」の販売力をより強化するための開発に重点をおいた設備投資を行いました。

当中間会計期間の設備投資等の総額は82,386千円であり、その主なものは、本社移転に伴う建物附属設備4,380千円、「MobileMaster」製品の開発におけるソフトウェア14,360千円、当社にて運営するモバイルコンテンツサイト開発におけるソフトウェア1,527千円、「NomadicNode」製品の開発におけるソフトウェア29,413千円であります。

2 【主要な設備の状況】

平成18年1月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (名)
			建物	工具器具 及び備品	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	その他	合計	
本社 (東京都渋谷区)	モバイル事業 NomadicNode事業 全社共通	本社機能	4,229	2,992	60,535	68,984	2,103	138,845	41 〔28〕

- (注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、長期前払費用及びコンテンツであります。
 2 金額には消費税等は含まれておりません。
 3 本社事務所は賃借しております。
 4 現在休止中の主要な設備はありません。
 5 上記の他、主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)	摘要
本社 (東京都渋谷区)	モバイル事業 NomadicNode事業 全社共通	コンピュータ 設備等	1,963	11,382	所有権移転外 ファイナンス・ リース

- 6 従業員数は就業人員数であり、従業員数の〔外書〕は、臨時従業員（パートタイマー、アルバイト、人材派遣会社からの派遣社員数）の年間平均雇用人員数であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成18年7月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	事業部門	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
本社 (東京都渋谷区)	モバイル事業	機能強化	100,000		自己資金及び新株発行による増資資金	平成18年8月	平成19年10月	(注) 2
	NomadicNode 事業	ソフトウェア 開発	100,000		自己資金及び新株発行による増資資金	平成18年8月	平成19年8月	(注) 3

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. MobileMasterにおける販促キャンペーン対応(仮)(CMK Lite)、電子商取引対応(eCMK)、動画変換対応(MDK)等、更なる機能強化を見込んでおります。

3. 「NomadicNode」技術をもとにして、監視カメラ、ルータ、IP-PBX、IP-Phoneに利用するために組み込むソフトウェアについてそれぞれ開発を行う予定であります。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,000
計	35,000

(注) 平成18年6月23日開催の臨時株主総会決議により発行可能株式総数についての定款変更が行われ、会社が発行する株式の総数は15,000株増加し、35,000株となっております。

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	8,921	非上場・非登録
計	8,921	-

(注) 平成17年8月1日から平成18年7月31日までの間に、新株予約権の権利行使が行われ、発行済株式数が1,235株増加しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

(平成16年6月16日臨時株主総会特別決議 平成16年6月16日取締役会決議に基づく発行)

	最近事業年度末現在 (平成17年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	109 (注)2	104 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	545 (注)1、2、3	520 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000 (注)1、4	10,000 (注)1、4
新株予約権の行使期間	平成18年6月17日から 平成26年6月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 10,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月1日をもって1株を5株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。
- 2 本新株予約権は平成16年6月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を217個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を217株として発行の決議を受け、これに基づき平成16年6月16日開催の取締役会において、新株予約権の数192個、新株予約権の目的となる株式の数192株の発行を決議いたしました。なお、提出日の前月末現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数は、最近事業年度末以降に退職等の理由により権利を放棄した者の新株予約権の数5個及び(注)1の株式分割の影響を調整した目的となる株式の数25株を減じております。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 5 新株予約権の行使の条件
権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。
新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成16年6月16日臨時株主総会特別決議 平成16年6月16日取締役会決議に基づく発行)

	最近事業年度末現在 (平成17年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	292 (注)2	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,460 (注)1、2、3	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000 (注)1、4	
新株予約権の行使期間	平成17年3月1日から 平成26年6月16日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 10,000	
新株予約権の行使の条件	(注)5	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	
代用払込みに関する事項		

(注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月1日をもって1株を5株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

- 2 本新株予約権は平成16年6月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を383個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を383株として発行の決議を受け、これに基づき平成16年6月16日開催の取締役会において、新株予約権の数383個、新株予約権の目的となる株式の数383株の発行を決議いたしました。

- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 5 新株予約権の行使の条件

新株予約権者が、本新株予約権割当時ににおいて当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員である場合、本新株予約権行使時に、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。

新株予約権者が、本新株予約権割当時ににおいて当社の外部コンサルタント等である場合、新株予約権の行使に先立ち、当社の取締役会の承認を要する。

新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付と契約書」に定めるところによる。

- 6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成16年6月16日臨時株主総会特別決議 平成17年6月14日取締役会決議に基づく発行)

	最近事業年度末現在 (平成17年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	25 (注)2	20 (注)2
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	125 (注)1、2、3	100 (注)1、2、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000 (注)1、4	10,000 (注)1、4
新株予約権の行使期間	平成18年6月17日から 平成26年6月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 10,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議に基づき、平成16年12月1日をもって1株を5株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

- 2 本新株予約権は平成16年6月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を217個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を217株として発行の決議を受け、これに基づき平成16年6月16日開催の取締役会において、新株予約権の数192個、新株予約権の目的となる株式の数192株の発行を決議し、平成17年6月14日開催の取締役会において、新株予約権の数25個、(注)1の株式分割の影響を調整した新株予約権の目的となる株式の数125株の発行を決議いたしました。この発行により、授権された217個すべてを発行することとなりました。なお、提出日の前月末現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数は、最近事業年度末以降に退職等の理由により権利を放棄した者の新株予約権の数5個及び(注)1の株式分割の影響を調整した目的となる株式の数25株を減じております。

- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 5 新株予約権の行使の条件

権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。

新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

- 6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成17年6月30日臨時株主総会特別決議 平成17年6月30日取締役会決議に基づく発行)

	最近事業年度末現在 (平成17年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	336 (注)1	260 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注)2	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	336 (注)1、3	260 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	155,000 (注)1、4	155,000 (注)1、4
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日から 平成27年6月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 155,000 資本組入額 77,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 1 本新株予約権は平成17年6月30日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を415個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を415株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年6月30日開催の取締役会において、新株予約権の数336個、新株予約権の目的となる株式の数336株の発行を決議いたしました。なお、提出日の前月末現在の新株予約権の数及び目的となる株式の数は、最近事業年度末以降に退職等の理由により権利を放棄した者の新株予約権の数76個及び目的となる株式の数76株を減じております。

2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。

新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

- 6 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成17年6月30日臨時株主総会特別決議 平成17年11月28日取締役会決議に基づく発行)

	最近事業年度末現在 (平成17年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	79 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式 (注)2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	79 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	155,000 (注)1、4
新株予約権の行使期間	-	平成19年7月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 155,000 資本組入額 77,500
新株予約権の行使の条件	-	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)6
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 本新株予約権は平成17年6月30日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を415個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を415株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年6月30日開催の取締役会において、新株予約権の数336個、新株予約権の目的となる株式の数336株の発行を決議し、平成17年11月28日開催の取締役会において、新株予約権の数79個、新株予約権の目的となる株式の数79株の発行を決議いたしました。この発行により、授権されていた415個すべてを発行することになりました。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。

新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成17年12月29日臨時株主総会特別決議 平成17年12月29日取締役会決議に基づく発行)

	最近事業年度末現在 (平成17年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	191 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式 (注)2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	191 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	155,000 (注)1、4
新株予約権の行使期間	-	平成19年12月30日から 平成27年12月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 155,000 資本組入額 77,500
新株予約権の行使の条件	-	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)6
代用払込みに関する事項		

(注) 1 本新株予約権は平成17年12月29日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を300個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を300株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年12月29日開催の取締役会において、新株予約権の数191個、新株予約権の目的となる株式の数191株の発行を決議いたしました。

2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。
 新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成18年3月13日臨時株主総会特別決議 平成18年3月16日取締役会決議に基づく発行)

	最近事業年度末現在 (平成17年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	10 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式 (注)2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	10 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	155,000 (注)1、4
新株予約権の行使期間	-	平成20年 3月14日から 平成28年 3月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 155,000 資本組入額 77,500
新株予約権の行使の条件	-	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)6
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 本新株予約権は平成18年3月13日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を20個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を20株として発行の決議を受け、これに基づき平成18年3月16日開催の取締役会において、新株予約権の数10個、新株予約権の目的となる株式の数10株の発行を決議いたしました。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。
- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
 なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
 また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。
- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。)、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

5 新株予約権の行使の条件

権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。

新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(平成17年12月29日臨時株主総会特別決議 平成18年5月29日取締役会決議に基づく発行)

	最近事業年度末現在 (平成17年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)		109 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式 (注)2
新株予約権の目的となる株式の数(株)		109 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)		155,000 (注)1、4
新株予約権の行使期間		平成19年12月30日から 平成27年12月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)		発行価格 155,000 資本組入額 77,500
新株予約権の行使の条件		(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項		(注)6
代用払込みに関する事項		

(注) 1 本新株予約権は平成17年12月29日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を300個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を300株として発行の決議を受け、これに基づき平成18年5月29日開催の取締役会において、新株予約権の数109個、新株予約権の目的となる株式の数109株の発行を決議いたしました。この発行により、授権されていた300個すべてを発行することになりました。

2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。
 株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

- 5 新株予約権の行使の条件
 権利行使について、当社又は当社の子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを条件とする。
 新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項
 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

（平成18年3月13日臨時株主総会特別決議 平成18年5月29日取締役会決議に基づく発行）

	最近事業年度末現在 (平成17年7月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年8月31日)
新株予約権の数(個)	-	10 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式 (注)2
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	10 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	155,000 (注)1、4
新株予約権の行使期間	-	平成20年 3月14日から 平成28年 3月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 155,000 資本組入額 77,500
新株予約権の行使の条件	-	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	-	(注)6
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 本新株予約権は平成18年3月13日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を20個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を20株として発行の決議を受け、これに基づき平成18年5月29日開催の取締役会において、新株予約権の数10個、新株予約権の目的となる株式の数10株の発行を決議いたしました。この発行により、授権されていた20個すべてを発行することになりました。
- 2 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権にかかる義務を当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に継承させ、本新株予約権の目的となる株式の種類は完全親会社の同種の株式の種類とする。

- 3 新株予約権の目的となる株式の数の調整について
当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、目的となる株式の数は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整後の1株未満の端数は切り捨てるものとする。

- 4 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額の調整について
新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合又は時価を下回る価額による新株の発行若しくは自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

株式の分割又は併合を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

また、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、権利行使に際して払込をすべき金額は株式交換又は株式移転の比率に応じて調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

- 5 新株予約権の行使の条件
権利行使について、当社又は当社の子会社の役職員の地位にあることを条件とする。
新株予約権者が、本新株予約権の行使期間到来後に死亡した場合、その相続人が本新株予約権を相続すること及び新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められない。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項
新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成15年2月27日 (注)1	300	500	15,000	25,000	-	-
平成15年7月1日 (注)2	130	630	6,500	31,500	-	-
平成16年3月10日 (注)3	100	730	5,000	36,500	-	-
平成16年6月17日 (注)4	340	1,070	17,000	53,500	-	-
平成16年12月1日 (注)5	4,280	5,350	-	53,500	-	-
平成16年12月27日 (注)6	399	5,749	29,925	83,425	29,925	29,925
平成17年2月15日 (注)7	192	5,941	14,400	97,825	14,400	44,325
平成17年4月11日 (注)8	451	6,392	34,952	132,777	34,952	79,277
平成17年6月24日 (注)9	458	6,850	35,495	168,272	35,495	114,772
平成17年7月22日 (注)10	381	7,231	29,527	197,800	29,527	144,300
平成17年7月31日 (注)11	455	7,686	4,550	202,350	-	144,300
平成18年1月31日 (注)12	1,000	8,686	10,000	212,350	-	144,300
平成18年5月30日 (注)13	225	8,911	2,250	214,600	-	144,300
平成18年5月30日 (注)14	10	8,921	775	215,375	775	145,075

(注) 1 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先 ウッドランド株式会社、ほか1名

2 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先 役員等7名

3 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先 従業員等2名

4 有償第三者割当

発行価格 50,000円

資本組入額 50,000円

割当先 役員等2名

- 5 平成16年11月13日開催の取締役会決議により、平成16年12月1日現在の株主に対し、所有株式1株を5株に分割いたしました。
- 6 有償第三者割当
- | | |
|-------|-------------|
| 発行価格 | 150,000円 |
| 資本組入額 | 75,000円 |
| 割当先 | 三菱商事(株)ほか2名 |
- 7 有償第三者割当
- | | |
|-------|--------------------|
| 発行価格 | 150,000円 |
| 資本組入額 | 75,000円 |
| 割当先 | イオックス第1号投資事業組合ほか1名 |
- 8 有償第三者割当
- | | |
|-------|-------------------|
| 発行価格 | 155,000円 |
| 資本組入額 | 77,500円 |
| 割当先 | 投資事業組合オリックス9号ほか1名 |
- 9 有償第三者割当
- | | |
|-------|--------------------------|
| 発行価格 | 155,000円 |
| 資本組入額 | 77,500円 |
| 割当先 | 電通ドットコム第二号投資事業有限責任組合ほか1名 |
- 10 有償第三者割当
- | | |
|-------|--------------------|
| 発行価格 | 155,000円 |
| 資本組入額 | 77,500円 |
| 割当先 | (株)ソフトクリエイトほか役員等6名 |
- 11 新株予約権行使
- | | |
|-------|---------|
| 発行価格 | 10,000円 |
| 資本組入額 | 10,000円 |
- 12 新株予約権行使
- | | |
|-------|---------|
| 発行価格 | 10,000円 |
| 資本組入額 | 10,000円 |
- 13 新株予約権行使
- | | |
|-------|---------|
| 発行価格 | 10,000円 |
| 資本組入額 | 10,000円 |
- 14 新株予約権行使
- | | |
|-------|----------|
| 発行価格 | 155,000円 |
| 資本組入額 | 77,500円 |

(4) 【所有者別状況】

平成18年7月31日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	証券会社	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	17	-	1	26	44	-
所有株式数 (株)	-	-	-	2,813	-	50	6,058	8,921	-
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	31.53	-	0.56	67.91	100	-

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年7月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式8,921	8,921	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	8,921	-	-
総株主の議決権	-	8,921	-

【自己株式等】

該当事項はありません。

(6) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該ストックオプション制度は、旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づき付与をしており、その内容は以下のとおりであります。

平成16年6月16日臨時株主総会決議に基づき、平成16年6月16日に付与

決議年月日	平成16年6月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	

平成16年6月16日臨時株主総会決議に基づき、平成17年6月14日に付与

決議年月日	平成16年6月16日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 6名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	

- (注) 1 平成16年12月1日実施の1株を5株に分割する株式分割の影響を調整しております。
- 2 付与対象者の人数及び株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を放棄した者の人数及び株式数を減じております。なお、付与対象者の区分につきましては付与時点における区分を記載しております。
- 3 本新株予約権は平成16年6月16日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を217個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を217株として発行の決議を受け、これに基づき平成16年6月16日開催の取締役会において、新株予約権の数192個、新株予約権の目的となる株式の数192株の発行を決議し、平成17年6月14日開催の取締役会において、新株予約権の数25個、(注)1の株式分割の影響を調整した新株予約権の目的となる株式の数125株の発行を決議いたしました。

平成17年6月30日臨時株主総会決議に基づき、平成17年6月30日に付与

決議年月日	平成17年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社監査役 2名 当社従業員 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	

平成17年6月30日臨時株主総会決議に基づき、平成17年11月28日に付与

決議年月日	平成17年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	

- (注) 1 付与対象者の人数及び株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を放棄した者の人数及び株式数を減じております。なお、付与対象者の区分につきましては付与時点における区分を記載しております。
- 2 本新株予約権は平成17年6月30日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を415個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を415株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年6月30日開催の取締役会において、新株予約権の数336個、新株予約権の目的となる株式の数336株の発行を決議し、平成17年11月28日開催の取締役会において、新株予約権の数79個、新株予約権の目的となる株式の数79株の発行を決議いたしました。

平成17年12月29日臨時株主総会決議に基づき、平成17年12月29日に付与

決議年月日	平成17年12月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	

平成17年12月29日臨時株主総会決議に基づき、平成18年5月29日に付与

決議年月日	平成17年12月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 15名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	

(注) 本新株予約権は平成17年12月29日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を300個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を300株として発行の決議を受け、これに基づき平成17年12月29日開催の取締役会において、新株予約権の数191個、新株予約権の目的となる株式の数191株の発行を決議し、平成18年5月29日開催の取締役において、新株予約権の数109個、新株予約権の目的となる株式の数109株の発行を決議いたしました。

平成18年3月13日臨時株主総会決議に基づき、平成18年3月16日に付与

決議年月日	平成18年3月16日
付与対象者の区分及び人数	当社監査役 1名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	

平成18年3月13日臨時株主総会決議に基づき、平成18年5月29日に付与

決議年月日	平成18年3月13日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	

(注) 本新株予約権は平成18年3月13日開催の臨時株主総会で新株予約権の数の上限を20個、新株予約権の目的となる株式の数の上限を20株として発行の決議を受け、これに基づき平成18年3月16日開催の取締役会において、新株予約権の数10個、新株予約権の目的となる株式の数10株の発行を決議し、平成18年5月29日開催の取締役会において、新株予約権の数10個、新株予約権の目的となる株式の数10株の発行を決議いたしました。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社の配当政策に関する基本的な考え方は、各期の経営成績を踏まえたうえで、企業体質の一層の強化と将来の事業拡大のための内部留保の必要性を勘案して決定することを基本方針としています。

当面は継続的な企業価値向上を通じて株主価値の最大化を図り、事業拡大のための投資に必要な内部留保の確保を優先する所存であります。

4 【株価の推移】

当社の株式は、非上場・非登録であるため、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	田中祐介	昭和50年3月29日	平成8年12月 有限会社電脳隊設立 代表取締役就任 平成12年6月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 平成15年5月 株式会社ニューロン代表取締役就任 平成15年9月 株式会社アジアジーン代表取締役就任	3,474
取締役	COO	伊藤幸司	昭和45年10月3日	平成6年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成13年3月 ブロードバンドゲートウェイ株式会社取締 役就任 平成16年6月 当社入社 平成16年10月 当社取締役就任(現任)	698 (411)
取締役	NomadicNode 事業部長	奥瀬俊哉	昭和41年2月20日	平成6年4月 富士通株式会社入社 平成11年12月 株式会社ACCESS入社 平成14年9月 モバイルキャスト株式会社入社 平成17年8月 当社入社執行役員NomadicNode事業部長就任 平成17年12月 当社取締役就任(現任)	100 (100)
取締役	経営管理部長	橋爪小太郎	昭和55年3月16日	平成14年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成16年5月 P E & H R 株式会社入社 平成17年12月 当社入社執行役員経営管理部長就任 平成18年6月 当社取締役就任(現任)	90 (50)
取締役		加山幸浩	昭和14年3月9日	昭和37年4月 三菱商事株式会社入社 平成10年4月 株式会社イーシー・ワン代表取締役就任 平成16年4月 株式会社イーシー・ワン取締役会長就任 平成17年4月 当社取締役就任(現任) 平成17年4月 株式会社フィット・ワン・ホールディング 代表取締役就任(現任)	250
常勤監査役		石井賢一	昭和35年7月21日	昭和57年9月 星会計事務所入所 昭和59年6月 株式会社ゼネラルアソシエート入社 平成2年9月 新生飼料株式会社入社 平成12年8月 株式会社モスインスティテュート入社 平成16年10月 同社取締役就任 平成18年3月 当社監査役就任(現任)	10 (10)
監査役		大澤昭人	昭和36年6月27日	平成元年8月 宮木康之税理士事務所入所 平成12年4月 税理士登録 平成12年9月 大澤昭人税理士事務所開設 平成17年6月 当社監査役就任(現任)	11 (6)
監査役		中山かつお	昭和40年5月9日	平成3年10月 太田昭和監査法人(現新日本監査法人)入 所 平成4年3月 公認会計士登録 平成15年6月 株式会社アイティフォー監査役就任(現 任) 平成15年11月 株式会社総合臨床薬理研究所監査役就任 (現任) 平成17年6月 当社監査役就任(現任)	11 (6)
計					4,644 (583)

- (注) 1 取締役加山幸浩氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2 監査役石井賢一氏、大澤昭人氏、中山かつお氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を
 満たしております。
 3 所有株式数における()内は、新株予約権による潜在株式数であり、内数であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

事業環境の変化が極めて速いインターネット関連業界においては、正確な情報の把握と状況の分析に基づく迅速な経営判断が不可欠であると考えております。その一方で経営の透明性及び健全性を確保するための経営管理体制の構築が重要であると考えております。

このため、株主総会、取締役会の運営や監査法人による監査、監査役や内部監査による業務・会計監査の改善・整備を行い、コーポレート・ガバナンスの充実を図る所存であります。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は取締役5名で構成され、月1回の定例取締役会の開催に加えて、必要の都度臨時取締役会を開催しております。取締役会には取締役及び監査役が出席し、法令で定められた事項及び取締役会規程等に定められた重要事項の意思決定を行うとともに、業務執行状況の監視・監督を行っております。

ロ．監査役

当社は監査役制度を採用しており、当社の監査役は3名であり、全員が会社法に定める社外監査役の要件を満たしております。また、監査役3名によって毎月1回以上の監査役協議会を開催しております。監査役は取締役会に出席するとともに、取締役の業務執行に関する監視を行い、監査法人や内部監査との連携などの施策により、監査機能の充実を図っております。

内部統制及びリスク管理体制の整備状況

イ．内部監査

当社の内部監査は、社長直轄の社長室(社員2名)が主管となり、全部署を対象として定期的な監査を行っているほか、監査結果に基づいた改善状況のフォローアップ監査を実施しております。監査内容は、法令、社内諸規程やルールの遵守状況を調査するとともに、会社の財産保全及び業務運営の実態を適正に調査し、法令違反や不正等を未然に防止するとともに、経営の合理化及び効率化に寄与することにより、会社の健全な発展を図ることを目的としております。

ロ．リスク管理体制

当社のリスク管理体制といたしましては、法務においては日本及びアメリカ合衆国の弁護士事務所と顧問契約を締結し、契約内容のチェックを受けるとともに、必要に応じてアドバイスを受けております。

また、代表取締役をはじめ取締役や各事業部長等が法令遵守や社内諸規程遵守、個人情報保護、インサイダー取引規制などが会社の健全な発展には重要であるという認識のもとに、従業員に対する意識向上を図るとともに、監査役監査や内部監査による監視・調査を行う体制となっております。

(3)役員報酬

当期の当社取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役を支払った報酬 33,228 千円（うち社外取締役 - 千円）
監査役を支払った報酬 300 千円（すべて社外監査役に対するものであります。）

(4)社外取締役及び社外監査役と当社との人的、資本的関係又は取引関係その他利害関係

当社と社外取締役、社外監査役及びその近親者並びにそれらが取締役に就任している会社との人的関係、資本的関係、取引関係等は以下のとおりであります。

社外取締役の氏名	資本的関係
加山 幸浩	当社株式250株を保有（持株比率2.45%）

社外監査役の氏名	資本的関係
石井 賢一	当社新株予約権10個（当社株式10株分）を保有
大澤 昭人	当社株式5株を保有（持株比率0.06%） 当社新株予約権6個（当社株式6株分）を保有
中山 かつお	当社株式5株を保有（持株比率0.06%） 当社新株予約権6個（当社株式6株分）を保有

(5)会計監査の状況及び報酬等の額

当社は株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第3条第7項の規程に基づき、貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類の監査をあずさ監査法人に依頼しておりますが、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

当社の監査業務を執行した監査法人については以下のとおりであります。

公認会計士の氏名	所属する監査法人
宮 直仁	あずさ監査法人
柏崎 周弘	

関与継続年数については、7年以内であるため、記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士1名、会計士補3名、計4名

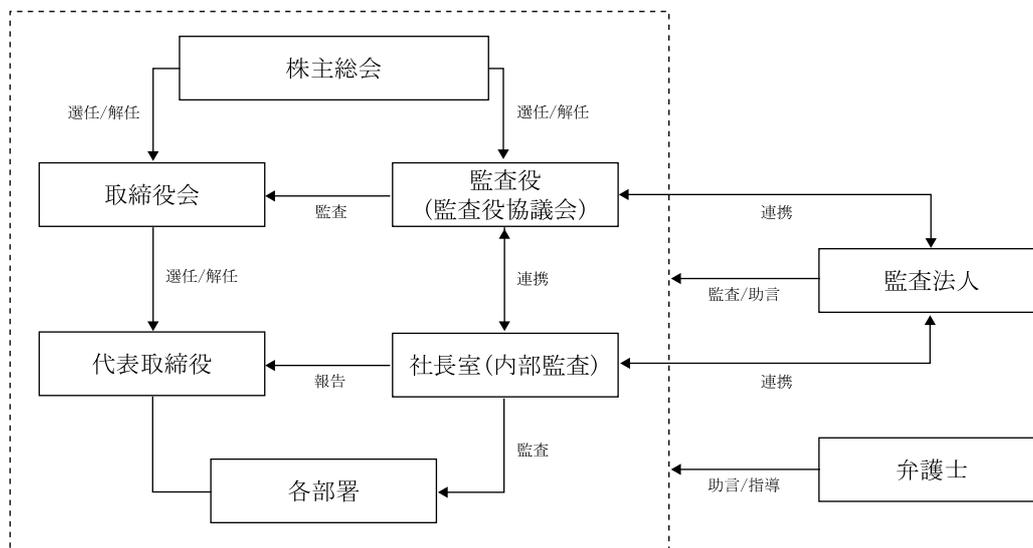
第6期（自平成16年8月1日 至平成17年7月31日）の監査報酬の内容

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 4,000千円

(6)内部監査、監査役監査及び監査法人による監査との相互連携

当社の内部監査、監査役監査、監査法人による監査の間では、情報の共有及び意見交換に努めており、三者それぞれの独立性を保持しつつ、監査の有効性や効率性、監査精度の向上を図っております。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制を図示すると以下のとおりとなります。



第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日 内閣府令第5号)附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社名古屋証券取引所有価証券上場規程3条第7項の規定に基づき、証券取引法第193条の2の規定に準じて、前事業年度(平成15年8月1日から平成16年7月31日まで)及び当事業年度(平成16年8月1日から平成17年7月31日まで)の財務諸表並びに第7期中間会計期間(平成17年8月1日から平成18年1月31日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人の監査及び中間監査を受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

前事業年度及び当事業年度においては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等からみて、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。また、第7期中間会計期間においては、子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成16年7月31日)		当事業年度 (平成17年7月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1	1	現金及び預金	34,780	65.9	261,387	71.5
2		売掛金	54,055		108,451	
3		仕掛品	1,443		1,386	
4		貯蔵品			46	
5		前渡金			2,730	
6		前払費用	2,654		2,732	
7		繰延税金資産			2,406	
8		関係会社短期貸付金	25,400			
9		その他	1,564		4,562	
		貸倒引当金	443		666	
	流動資産合計	119,454		383,037		
固定資産						
1 有形固定資産						
(1)		工具器具及び備品	4,072		6,421	
		減価償却累計額	2,802	1,269	3,937	2,484
		有形固定資産合計	1,269	0.7	2,484	0.5
2 無形固定資産						
(1)		営業権			25,490	
(2)		ソフトウェア	2,367		21,695	
(3)		ソフトウェア仮勘定			37,745	
(4)		その他	1,228		527	
		無形固定資産合計	3,595	2.0	85,459	15.9
3 投資その他の資産						
(1)		関係会社株式	1,950		50,424	
(2)		出資金			50	
(3)		従業員長期貸付金	48,080			
(4)		長期前払費用	572		2,703	
(5)		敷金保証金	6,506		11,906	
		貸倒引当金	288			
		投資その他の資産合計	56,820	31.4	65,084	12.1
		固定資産合計	61,685	34.1	153,028	28.5
		資産合計	181,140	100.0	536,065	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成16年7月31日)		当事業年度 (平成17年7月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(負債の部)						
流動負債						
1		買掛金	3,103		38,710	
2		一年内返済予定の 長期借入金	28,320		34,101	
3		一年内償還予定の社債	28,800			
4		未払金	14,177		16,471	
5		未払費用	79		12	
6		未払法人税等	610		2,016	
7		未払消費税等	3,086		4,323	
8		前受金			945	
9		預り金	1,567		2,973	
		流動負債合計	79,744	44.0	99,554	18.6
固定負債						
1		長期借入金	47,417		73,632	
		固定負債合計	47,417	26.2	73,632	13.7
		負債合計	127,161	70.2	173,186	32.3
(資本の部)						
	2	資本金	53,500	29.5	202,350	37.8
資本剰余金						
1		資本準備金			144,300	
		資本剰余金合計			144,300	26.9
利益剰余金						
1		当期末処分利益	478		16,229	
		利益剰余金合計	478	0.3	16,229	3.0
		資本合計	53,978	29.8	362,879	67.7
		負債及び資本合計	181,140	100.0	536,065	100.0

中間貸借対照表

		第7期中間会計期間末 (平成18年1月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
1		現金及び預金	242,725
2		売掛金	114,448
3		たな卸資産	13,114
4		その他	14,982
		貸倒引当金	731
		流動資産合計	384,539
			61.7
固定資産			
1	1	有形固定資産	7,221
2		無形固定資産	
		(1) ソフトウェア	60,535
		(2) ソフトウェア仮勘定	68,984
		(3) その他	22,514
		無形固定資産合計	152,035
3		投資その他の資産	
		(1) 関係会社株式	50,424
		(2) その他	29,200
		投資その他の資産合計	79,625
		固定資産合計	238,882
		資産合計	623,422
			100.0

		第7期中間会計期間末 (平成18年1月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
1 買掛金		40,188	
2 一年内返済予定の 長期借入金		37,502	
3 前受金		51,324	
4 その他	2	39,999	
流動負債合計		169,013	27.1
固定負債			
1 長期借入金		73,781	
固定負債合計		73,781	11.8
負債合計		242,794	38.9
(資本の部)			
資本金			
資本剰余金			
1 資本準備金		144,300	
資本剰余金合計		144,300	23.1
利益剰余金			
1 中間未処分利益		23,977	
利益剰余金合計		23,977	3.9
資本合計		380,627	61.1
負債及び資本合計		623,422	100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)		当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
売上高			168,721	100.0	425,019	100.0	
売上原価							
当期製品製造原価			82,241	48.7	233,858	55.0	
売上総利益			86,479	51.3	191,160	45.0	
販売費及び一般管理費	1		74,285	44.1	175,877	41.4	
営業利益			12,193	7.2	15,283	3.6	
営業外収益							
1 受取利息		0			1,808		
2 為替差益		20					
3 消費税等還付金		63					
4 助成金収入					16,382		
5 その他		28	113	0.1	541	18,733	4.4
営業外費用							
1 支払利息		1,631			2,882		
2 社債利息		75			410		
3 新株発行費					3,469		
4 その他		154	1,861	1.1	475	7,237	1.7
経常利益			10,445	6.2		26,779	6.3
特別利益							
1 貸倒引当金戻入益					65		
2 賞与引当金戻入益		260					
3 関係会社株式受贈益	2		260	0.2	8,000	8,065	1.9
特別損失							
1 関係会社株式評価損	3	5,000					
2 貸倒損失	4	4,714					
3 関係会社整理損	5		9,714	5.8	697	697	0.2
税引前当期純利益			991	0.6		34,147	8.0
法人税、住民税 及び事業税		813			444		
法人税等調整額			813	0.5	17,952	18,397	4.3
当期純利益			177	0.1		15,750	3.7
前期繰越利益			300			478	
当期未処分利益			478			16,229	

製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)		当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
外注加工費		20,912	25.6	148,588	63.6
労務費		29,588	36.2	59,325	25.4
経費		31,170	38.2	25,885	11.0
当期総製造費用		81,672	100.0	233,800	100.0
期首仕掛品たな卸高		2,012		1,443	
合計		83,685		235,244	
期末仕掛品たな卸高		1,443		1,386	
当期製品製造原価		82,241		233,858	

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)		当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
支払手数料	13,628千円	地代家賃	7,199千円
地代家賃	4,576千円	旅費交通費	5,059千円
旅費交通費	2,917千円	通信費	3,836千円
通信費	2,006千円	共益費	2,396千円
減価償却費	1,685千円	減価償却費	1,683千円

(原価計算の方法)

個別原価計算によっております。

中間損益計算書

		第7期中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			374,967	100.0
売上原価			200,103	53.4
売上総利益			174,863	46.6
販売費及び一般管理費			147,015	39.2
営業利益			27,848	7.4
営業外収益			6	0.0
営業外費用	1		1,884	0.5
経常利益			25,970	6.9
特別損失	2		9,015	2.4
税引前中間純利益			16,954	4.5
法人税、住民税 及び事業税		8,083		
法人税等調整額		1,123	9,206	2.4
中間純利益			7,748	2.1
前期繰越利益			16,229	
中間未処分利益			23,977	

【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成15年8月 1日 至 平成16年7月31日)	当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1		991	34,147
2		2,713	4,889
3			6,372
4		510	
5		574	65
6		0	1,808
7		1,707	3,293
8		154	3,469
9		5,000	
10			8,000
11		30,065	76,891
12		569	11
13		3,777	9,606
14		2,473	35,606
15		12,348	1,576
16		852	4,688
	小計	6,969	2,317
17		0	1,808
18		1,698	3,405
19		361	896
営業活動によるキャッシュ・フロー		9,028	4,810
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1		1,275	2,041
2		1,019	60,127
3			5,550
4		72,480	42,399
5		1,400	39,554
6		1,800	
7		6,506	5,400
8			50
投資活動によるキャッシュ・フロー		78,081	76,014

		前事業年度 (自 平成15年8月 1日 至 平成16年7月31日)	当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 長期借入れによる収入		80,000	83,000
2 長期借入金返済による支出		18,819	51,004
3 社債の発行による収入		28,800	
4 社債の償還による支出			28,800
5 株式の発行による収入		21,846	289,680
財務活動によるキャッシュ・フロー		111,827	292,876
現金及び現金同等物の増加額		24,717	212,052
現金及び現金同等物の期首残高		10,062	34,780
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額			14,555
現金及び現金同等物の期末残高		34,780	261,387

中間キャッシュ・フロー計算書

		第7期中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益		16,954
減価償却費		7,681
営業権償却		3,186
貸倒引当金の増加額		64
受取利息及び受取配当金		0
支払利息		1,385
新株発行費		459
本社移転費用		9,015
売上債権の増加額		5,997
たな卸資産の増加額		11,681
その他資産の減少額		4,218
仕入債務の増加額		1,477
未払金の増加額		11,094
前受金の増加額		50,379
その他負債の減少額		2,957
小計		85,281
利息及び配当金の受取額		0
利息の支払額		1,385
本社移転費用の支払額		4,191
法人税等の支払額		2,017
営業活動によるキャッシュ・フロー		77,686

		第7期中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		5,641
無形固定資産の取得による支出		76,540
敷金保証金の差入による支出		27,258
投資活動によるキャッシュ・フロー		109,439
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入		50,000
長期借入金の返済による支出		46,450
株式の発行による収入		9,540
財務活動によるキャッシュ・フロー		13,090
現金及び現金同等物の減少額		18,662
現金及び現金同等物の期首残高		261,387
現金及び現金同等物の中間期末残高		242,725

【利益処分計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成17年9月30日)		当事業年度 (平成17年10月28日)	
		金額(千円)		金額(千円)	
当期末処分利益			478		16,229
利益処分額					
次期繰越利益			478		16,229

(注) 日付は株主総会承認年月日であります。なお、平成17年9月30日に開催された臨時株主総会において、前事業年度の決算修正が承認されました。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)	当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法</p> <p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>4 繰延資産の処理方法</p>	<p>子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(1)仕掛品 個別法による原価法によっております。</p> <p>(1)有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具器具及び備品 2～4年 ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。</p> <p>(2)無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。</p> <p>自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3)長期前払費用 均等償却によっております。</p>	<p>子会社株式及び関連会社株式 同 左</p> <p>(1)仕掛品 同 左</p> <p>(2)貯蔵品 最終仕入原価法によっております。</p> <p>(1)有形固定資産 同 左 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具器具及び備品 4～5年 ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。</p> <p>(2)無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 同 左</p> <p>自社利用のソフトウェア 同 左</p> <p>営業権 5年間均等償却を行っております。</p> <p>(3)長期前払費用 同 左</p> <p>新株発行費 支払時に全額費用として処理しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)	当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
5 引当金の計上基準	貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	貸倒引当金 同 左
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同 左
8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (会計方針の変更) 従来、消費税等の会計処理について、税込方式によっておりましたが、当事業年度より税抜方式に変更しました。この変更は、売上が拡大したことを契機に消費税等の会計処理が損益に影響を及ぼさないようにするとともに、期間損益を適正に表示するために行ったものであります。この変更により、前事業年度と同一の基準によった場合に比較し、売上高が8,411千円減少し、営業利益は4,860千円、経常利益は4,861千円、税引前当期純利益は4,626千円減少しております。	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)	当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
(貸借対照表) 前事業年度までは独立科目で掲記していたコンテンツ (当期末残高1,228千円)は金額が僅少になったため、 無形固定資産の「その他」に含めて表示することに変更 しております。	(損益計算書) 前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて 表示しておりました「新株発行費」(前事業年度154千 円)については、営業外費用の100分の10超となったた め、当事業年度より区分掲記しております。

(追加情報)

前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)	当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
	「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律 第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月 1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導 入されたことに伴い、当事業年度から「法人事業税にお ける外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての 実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委 員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加 価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に 計上しております。 この結果、販売費及び一般管理費が1,693千円増加 し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞ れ1,693千円減少しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成16年7月31日)				当事業年度 (平成17年7月31日)			
1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている主なものは、次のとおりであります。 売掛金 7,035千円				1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている主なものは、次のとおりであります。 売掛金 6,863千円			
2	会社が発行する株式	普通株式	20,000株	2	会社が発行する株式	普通株式	20,000株
	発行済株式総数	普通株式	1,070株		発行済株式総数	普通株式	7,686株

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)	当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)																												
<p>1 販売費及び一般管理費の内訳</p> <p>(1) 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用はおよそ11%であり、一般管理費に属する費用はおよそ89%であります。</p> <p>なお、主な費目と金額については次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">役員報酬</td><td style="text-align: right;">24,300千円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">11,206千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">10,324千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td style="text-align: right;">5,645千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td style="text-align: right;">4,870千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">717千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">574千円</td></tr> </table> <p>(2) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、11,206千円であります。</p> <p>2</p> <p>3 関係会社株式評価損は株式会社アジアジーン株式に係る評価損であります。</p> <p>4 貸倒損失は、調停に伴う債権放棄額であります。</p> <p>5</p>	役員報酬	24,300千円	研究開発費	11,206千円	給料手当	10,324千円	支払手数料	5,645千円	支払報酬	4,870千円	減価償却費	717千円	貸倒引当金繰入額	574千円	<p>1 販売費及び一般管理費の内訳</p> <p>(1) 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用はおよそ7%であり、一般管理費に属する費用はおよそ93%であります。</p> <p>なお、主な費目と金額については次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 80%;">役員報酬</td><td style="text-align: right;">33,528千円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">741千円</td></tr> <tr><td>給料手当</td><td style="text-align: right;">34,927千円</td></tr> <tr><td>支払手数料</td><td style="text-align: right;">32,738千円</td></tr> <tr><td>採用教育費</td><td style="text-align: right;">12,271千円</td></tr> <tr><td>支払報酬</td><td style="text-align: right;">9,560千円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">2,428千円</td></tr> </table> <p>(2) 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、741千円であります。</p> <p>2 関係会社株式受贈益は、株式会社ニューロンの株主より、同社株式を受贈したものであります。</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5 関係会社整理損は、株式会社アジアジーンの清算に伴うものであります。</p>	役員報酬	33,528千円	研究開発費	741千円	給料手当	34,927千円	支払手数料	32,738千円	採用教育費	12,271千円	支払報酬	9,560千円	減価償却費	2,428千円
役員報酬	24,300千円																												
研究開発費	11,206千円																												
給料手当	10,324千円																												
支払手数料	5,645千円																												
支払報酬	4,870千円																												
減価償却費	717千円																												
貸倒引当金繰入額	574千円																												
役員報酬	33,528千円																												
研究開発費	741千円																												
給料手当	34,927千円																												
支払手数料	32,738千円																												
採用教育費	12,271千円																												
支払報酬	9,560千円																												
減価償却費	2,428千円																												

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)	当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 34,780千円	現金及び預金 261,387千円
現金及び現金同等物 34,780千円	現金及び現金同等物 261,387千円
2	2 重要な非資金取引の内容
	(1) 合併 当事業年度に合併した(株)ニューロンより引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。
	合併により引き継いだ資産・負債
	流動資産 36,910千円
	固定資産 308千円
	資産合計 37,218千円
	流動負債 172千円
	固定負債 千円
	負債合計 172千円
	(2) 関係会社短期貸付金の現物出資により、関係会社株式25,900千円を取得しております。
	(3) 従業員長期貸付金の代位弁済により、関係会社株式50,424千円を取得しております。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)	当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)																				
<p>内容の重要性が乏しく、リース契約 1 件当たりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第 8 条の 6 第 6 項の規定により記載を省略しております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p style="text-align: center;">リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: center;">取得価額 相当額 (千円)</th> <th style="width: 20%; text-align: center;">減価償却累計額 相当額 (千円)</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">期末残高 相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具 及び備品</td> <td style="text-align: right;">9,262</td> <td style="text-align: right;">2,178</td> <td style="text-align: right;">7,083</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">1 年以内</td> <td style="text-align: right;">2,914千円</td> </tr> <tr> <td>1 年超</td> <td style="text-align: right;">5,428千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">8,342千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 70%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,168千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">2,178千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">248千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p style="text-align: center;">利息相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)	工具器具 及び備品	9,262	2,178	7,083	1 年以内	2,914千円	1 年超	5,428千円	合計	8,342千円	支払リース料	1,168千円	減価償却費相当額	2,178千円	支払利息相当額	248千円
	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)																		
工具器具 及び備品	9,262	2,178	7,083																		
1 年以内	2,914千円																				
1 年超	5,428千円																				
合計	8,342千円																				
支払リース料	1,168千円																				
減価償却費相当額	2,178千円																				
支払利息相当額	248千円																				

(有価証券関係)

時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	前事業年度 (平成16年7月31日)	当事業年度 (平成17年7月31日)
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式及び関連会社株式 関連会社株式	1,950	50,424

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日)

当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日)

当社は退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日)

当社は退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)	当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 未払事業税否認 35千円 繰延税金資産小計 35千円 評価性引当金 35千円 繰延税金資産合計 千円	1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳 (繰延税金資産) 繰越欠損金 2,135千円 その他 271千円 繰延税金資産合計 2,406千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.9% (調整) 損益修正に伴う差異 23.2% 実効税率差額 18.9% 住民税均等割 18.2% 過年度法人税等 8.4% 交際費等永久に損金に算入されない項目 6.3% 評価性引当金 3.5% その他 0.5% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 82.1%	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 40.7% (調整) 適格合併による営業権償却 7.6% 交際費等永久に損金に算入されない項目 3.7% 住民税均等割 0.9% その他 1.0% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 53.9%

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)

重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)

重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前事業年度(自 平成15年8月1日 至 平成16年7月31日)

1 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	田中 祐介			当社代表取締役社長	(被所有)直接 51.9			リース契約に対する連帯保証	1,765		
								賃貸借契約に対する連帯保証	7,368		
								銀行借入に対する連帯保証	47,625		
								新株予約権付社債に対する債務保証	28,800		
役員	黒田 和道			当社取締役	(被所有)直接 8.9			銀行借入に対する連帯保証	3,120		
役員及びその近親者	田中 伸夫			当社代表取締役社長の二親等内の血族	(被所有)直接 9.3			銀行借入に対する連帯保証	3,120		
役員	佐久間 裕幸			当社監査役			税務相談等	佐久間税務会計事務所への顧問料	1,510		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) リース契約に対して、当社代表取締役社長田中祐介より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、期末リース債務残高を記載しております。

(2) 建物の賃貸借契約に対して、当社代表取締役社長田中祐介より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、年間の賃借料を記載しております。

(3) 銀行借入に対して、当社代表取締役社長田中祐介、当社取締役黒田和道、当社代表取締役社長の二親等内の血族田中伸夫より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、期末の借入残高を記載しております。

(4) 新株予約権付社債に対して、当社代表取締役社長田中祐介より債務保証を受けております。

なお、当該債務保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、期末の社債残高を記載しております。

(5) 税務相談等に対して、当社監査役佐久間裕幸が代表である佐久間税務会計事務所に顧問料を支払っております。

なお、当該顧問料の支払につきましては、一般取引条件と同様に決定しております。

2 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱アジアジーン	東京都 渋谷区	10,000	情報通信に関する制作物の開発・輸出入・販売	(所有) 直接 50.0	取締役兼務2名 監査役兼務1名	役務の提供	賃貸借契約に対する連帯保証	2,891		
								業務の受託	8,400	売掛金	2,940
関連会社	㈱ニューロン	神奈川県 藤沢市	15,500	情報ネットワークによる情報処理及び情報提供業務	(所有) 直接 12.6	取締役兼務2名 監査役兼務1名	役務の提供、受入	業務の受託	4,800	売掛金	4,095
								資金の貸付	24,400	長期貸付金	25,400
								貸付金利息	0		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 建物の賃貸借契約に対して、子会社である株式会社アジアジーンより連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は年間の賃借料を記載しております。

(2) 業務の受託につきましては、当社と関係を有しない一般取引先と同様の条件によっております。

また、資金の貸付につきましては、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

3. 株式会社ニューロンに対する持分は100分の20未満であります。実質的な影響力を持っているため、関連会社としたものであります。

当事業年度(自 平成16年8月1日 至 平成17年7月31日)

1 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	田中 祐介			当社 代表取締役 社長	(被所有) 直接 36.3			リース契約 に対する連 帯保証	22,745		
								賃貸借契約 に対する連 帯保証	14,336		
								銀行借入に 対する連帯 保証	90,634		
役員及 びその 近親者	田中 伸夫			当社代表取 締役社長の 2親等内の 血族	(被所有) 直接 6.5			銀行借入に 対する連帯 保証	12,900		
役員	陳 昶			当社取締役				資金の貸付	41,899	貸付金 (注3)	89,979
								貸付金利息	287		
役員	佐久間 裕幸			当社監査役			税務相談 等	佐久間税務 会計事務所 への顧問料	1,660		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) リース契約に対して、当社代表取締役社長田中祐介より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、期末リース債務残高を記載しております。

(2) 建物の賃貸借契約に対して、当社代表取締役社長田中祐介より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、年間の賃借料を記載しております。

(3) 銀行借入に対して、当社代表取締役社長田中祐介、当社代表取締役社長の二親等内の血族田中伸夫より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、期末の借入残高を記載しております。

(4) 税務相談等に対して、当社監査役佐久間裕幸が代表である佐久間税務会計事務所に顧問料を支払っております。

3. 陳昶は平成16年10月27日付で当社取締役に就任しており、関連当事者に該当し、平成17年7月15日付で取締役を辞任しておりますので、それ以降は関連当事者には該当しておりません。なお、取引金額については関連当事者であった期間の取引を、期末残高については関連当事者でなくなった時点での残高を、記載しております。

4. 佐久間裕幸は平成17年6月30日付で当社監査役を辞任しており、陳昶は平成17年7月15日付で当社取締役を辞任しております。

5. 黒田和道は平成15年2月1日付けで当社代表取締役社長を辞任し、平成16年10月27日付けで当社取締役を辞任しております。

2 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱アジアジーン	東京都 渋谷区	10,000	情報通信に 関する制作 物の開発・販 売			役務の提供	当社賃貸借 契約に関する 被保証	14,336		
子会社	㈱ニューロン	神奈川県 藤沢市	15,500	情報ネット ワークによる 情報処理 並びに情報 提供業務			役務の提供 及び 営業権の譲 受	業務の受託	28,568		
								合併(注5)			
								譲受資産 合計	37,218		
								譲受負債 合計	172		
							第三者割当 増資(注3)	25,900			
							貸付金利息	1,520			
その他 の関連 会社	飛拓無限情報 技術(北京) 有限公司	中国 北京市	10,000RMB	モバイルマ ーケティング ソリューションの 提供			役務の提供	業務の受託	10,520	売掛金	6,863

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 建物の賃貸借契約に対して、子会社である株式会社アジアジーンより連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は年間の賃借料を記載しております。

(2) 業務の受託につきましては、当社と関係を有しない一般取引先と同様の条件によっております。

また、資金の貸付につきましては、市場金利等を勘案して利率を決定しております。

3. 株式会社ニューロンに対する貸付債権を現物出資したものであります。

4. 株式会社アジアジーンにつきましては、平成17年6月29日をもって、会社清算終了したため、当社の関連当事者でなくなりました。

5. 株式会社ニューロンにつきましては、平成17年6月8日付の合併契約書により、平成17年7月28日付で当社と合併したため、当社の関連当事者でなくなりました。

6. 飛拓無限情報技術(北京)有限公司につきましては、直接の持分はないものの、実質的な影響を持っているため関連会社としております。

(1 株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)	当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
1株当たり純資産額	50,447円30銭	47,213円00銭
1株当たり当期純利益	250円90銭	2,680円94銭
	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。</p>	<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。</p> <p>当社は平成16年12月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 10,089円46銭 1株当たり当期純利益 50円12銭</p>

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)	当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	177	15,750
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	177	15,750
普通株式の期中平均株式数(株)	709	5,875
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権2種類(新株予約権の目的となる株式の数575株)及び新株予約権付社債(新株予約権の目的となる株式の数10株)。</p> <p>これらの詳細は「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権3種類(新株予約権の目的となる株式の数2,466株)。</p> <p>これらの詳細は「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成15年 8月 1日 至 平成16年 7月31日)	当事業年度 (自 平成16年 8月 1日 至 平成17年 7月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第7期中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法によっております。 貯蔵品 最終仕入原価法によっております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具器具及び備品 2～4年 ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 営業権 5年間均等償却を行っております。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>
4 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>

会計処理の変更

第7期中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第7期中間会計期間末 (平成18年1月31日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 4,841千円
2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第7期中間会計期間 (自平成17年8月1日 至平成18年1月31日)	
1	営業外費用のうち主要なもの 支払利息 1,385千円
2	特別損失のうち主要なもの 本社移転費用 9,015千円
3	減価償却実施額 有形固定資産 903千円 無形固定資産 6,777千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第7期中間会計期間 (自平成17年8月1日 至平成18年1月31日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年1月31日現在)	
現金及び預金	242,725千円
現金及び現金同等物	242,725千円

(リース取引関係)

第7期中間会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	中間期末残高 相当額 (千円)
工具器具 及び備品	13,504	2,749	10,755
未経過リース料中間期末残高相当額			
1年以内	4,130千円		
1年超	7,252千円		
合計	11,382千円		
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料	1,963千円		
減価償却費相当額	1,720千円		
支払利息相当額	358千円		
減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(有価証券関係)

第7期中間会計期間末(平成18年1月31日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
子会社株式及び関連会社株式 関連会社株式	50,424

(デリバティブ取引関係)

第7期中間会計期間(自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

第7期中間会計期間(自 平成17年8月1日 至 平成18年1月31日)

重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

項目	第 7 期中間会計期間 (自 平成17年 8 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)
1 株当たり純資産額	43,820円82銭
1 株当たり中間純利益	1,007円47銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり中間純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 7 期中間会計期間 (自 平成17年 8 月 1 日 至 平成18年 1 月31日)
中間純利益(千円)	7,748
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る中間純利益(千円)	7,748
普通株式の期中平均株式数(株)	7,691
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 5 種類 (新株予約権の目的となる株式の数1,523株)。これらの詳細は「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

第 7 期中間会計期間(自平成17年 8 月 1 日 至平成18年 1 月31日)

該当事項はありません。

【附属明細表】（平成17年7月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
工具器具及び備品	4,072	2,349		6,421	3,937	1,134	2,484
有形固定資産計	4,072	2,349		6,421	3,937	1,134	2,484
無形固定資産							
営業権		31,862		31,862	6,372	6,372	25,490
ソフトウェア	4,653	22,381		27,035	5,339	3,054	21,695
ソフトウェア 仮勘定		59,997	22,251	37,745			37,745
その他	2,103			2,103	1,576	700	527
無形固定資産計	6,757	114,242	22,251	98,747	13,288	10,127	85,459
長期前払費用	722	3,138		3,861	1,158	1,007	2,703
繰延資産							
繰延資産計							

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具器具及び備品	SIPサーバ	1,400千円
営業権	(株)ニューロンとの合併に伴う増加	31,862千円
ソフトウェア	モバイルマスターVer.2機能追加	17,968千円

2 当期減少額のうちソフトウェア仮勘定の減額22,251千円は、本勘定への振替額であります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第一回新株予約権付社債 (注) 1	平成16年 6月24日	28,800		2.60	無担保	平成17年6月30日
合計		28,800				

(注) 1 新株予約権付社債の内容は次のとおりであります。

- (1) 発行すべき株式の内容 当社普通株式
- (2) 新株予約権の発行価額 無償とする。
- (3) 株式の発行価格 50,000円
- (4) 発行価額の総額 500,000円
- (5) 新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額
- (6) 新株予約権の付与割合 新株予約権付社債の額面金額に対し100%
- (7) 新株予約権の行使期間 平成18年6月17日から平成26年6月16日まで

なお、新株予約権付社債は、すべて当事業年度中に償還しました。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				
1年以内に返済予定の長期借入金	28,320	34,101	2.8	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	47,417	73,632	2.6	平成18年 8月26日 ~ 平成23年11月20日
合計	75,737	107,733		

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

- 2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	30,062	21,420	12,251	5,127

【資本金等明細表】

区分		前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金 (千円)		53,500	148,850		202,350
資本金のうち 既発行株式	普通株式 (株)	(1,070)	(6,616)	()	(7,686)
	普通株式 (千円)	53,500	148,850		202,350
	計 (株)	(1,070)	(6,616)	()	(7,686)
	計 (千円)	53,500	148,850		202,350
資本準備金及び その他 資本剰余金	資本準備金				
	株式払込剰余金 (千円)		144,300		144,300
	その他資本剰余金 (千円)				
	計 (千円)		144,300		144,300
利益準備金及び 任意積立金	利益準備金 (千円)				
	任意積立金 (千円)				
	計 (千円)				

(注) 資本金、普通株式及び資本準備金の当期増加額は、第三者割当増資による新株発行（普通株式1,881株、資本金144,300千円、資本準備金144,300千円）、新株予約権の行使（普通株式455株、資本金4,550千円）及び株式分割（1：5 普通株式4,280株）であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	732	375		440	666

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成17年7月31日現在）

資産の部

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	146
預金	
普通預金	261,241
計	261,241
合計	261,387

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ウッドランド(株)	21,000
(株)ブランシェアンドコーポレーション	11,182
(株)ソフトクリエイト	10,500
日本電気(株)	9,652
ウェブソリューションズ(株)	8,853
その他	47,262
計	108,451

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
54,055	440,560	386,164	108,451	78.1	67.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 仕掛品

区分	金額(千円)
受託開発ソフトウェア	1,386
計	1,386

d 貯蔵品

品名	金額(千円)
切手	12
収入印紙	34
計	46

e 関係会社株式

銘柄	金額(千円)
(関連会社株式)	
MEDIAPRO TECHNOLOGY LIMITED	50,424
計	50,424

負債の部

a 買掛金

相手先	金額(千円)
(株)ロードアンドスカイ・オーガニゼーション	7,000
(株)シリウステクノロジーズ	4,620
(有)手嶋屋	4,095
(有)ソイット	3,756
OTIGA TECHNOLOGIES	3,116
その他	16,121
計	38,710

(3) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成18年7月期の第3四半期会計期間（平成17年8月1日から平成18年4月30日まで）の四半期財務諸表は次のとおりであります。

なお、この四半期財務諸表につきましては、株式会社名古屋証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い」2の3（1）及び（2）の規定に基づき算出しておりますが、同取扱い2の3（3）の規定に定められている「四半期財務諸表に対する意見表明に係る基準」に基づくあずさ監査法人の手続きを実施しておりますが、監査は受けておりません。

四半期財務諸表
四半期貸借対照表

		第7期第3四半期会計期間末 (平成18年4月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(資産の部)				
流動資産				
1 現金及び預金			176,810	
2 売掛金			159,303	
3 たな卸資産			16,226	
4 その他			35,827	
貸倒引当金			982	
流動資産合計			387,186	57.2
固定資産				
1 有形固定資産	1		6,555	
2 無形固定資産				
(1) ソフトウェア			55,998	
(2) ソフトウェア仮勘定			127,889	
(3) その他			20,763	
無形固定資産合計			204,651	
3 投資その他の資産				
(1) 関係会社株式			50,424	
(2) その他			27,581	
投資その他の資産合計			78,005	
固定資産合計			289,213	42.8
資産合計			676,399	100.0

		第7期第3四半期会計期間末 (平成18年4月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)
(負債の部)				
流動負債				
1		買掛金	73,023	
2		一年内返済予定の 長期借入金	38,912	
3		未払金	34,475	
4		未払法人税等	37,036	
5	2	その他	11,852	
		流動負債合計	195,299	28.9
固定負債				
1		長期借入金	65,290	
		固定負債合計	65,290	9.6
		負債合計	260,589	38.5
(資本の部)				
資本金				
資本剰余金				
1		資本準備金	144,300	
		資本剰余金合計	144,300	21.3
利益剰余金				
1		第3四半期末処分利益	59,159	
		利益剰余金合計	59,159	8.8
		資本合計	415,809	61.5
		負債及び資本合計	676,399	100.0

四半期損益計算書

		第7期第3四半期会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年4月30日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			665,404	100.0
売上原価			334,228	50.2
売上総利益			331,176	49.8
販売費及び一般管理費			239,773	36.0
営業利益			91,403	13.8
営業外収益	1		2,813	0.4
営業外費用	2		7,088	1.1
経常利益			87,127	13.1
特別損失	3		9,150	1.4
税引前第3四半期純利益			77,976	11.7
法人税、住民税 及び事業税		36,306		
法人税等調整額		1,260	35,046	5.2
第3四半期純利益			42,930	6.5
前期繰越利益			16,229	
第3四半期末処分利益			59,159	

四半期キャッシュ・フロー計算書

		第7期第3四半期会計期間 (自平成17年8月1日 至平成18年4月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前第3四半期純利益		77,976
減価償却費		14,370
貸倒引当金の増加額		315
営業権償却		4,779
受取利息及び受取配当金		1
支払利息		1,944
新株発行費		704
本社移転費用		9,150
売上債権の増加額		50,852
たな卸資産の増加額		14,793
その他資産の増加額		12,647
仕入債務の増加額		34,313
未払金の増加額		5,954
その他負債の増加額		4,330
小計		75,545
利息及び配当金の受取額		1
利息の支払額		1,922
本社移転費用の支払額		4,326
法人税等の支払額		2,017
営業活動によるキャッシュ・フロー		67,280
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出		5,641
無形固定資産の取得による支出		124,723
敷金保証金の差入による支出		27,258
投資活動によるキャッシュ・フロー		157,622
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入		90,000
長期借入金の返済による支出		93,531
株式の発行による収入		9,295
財務活動によるキャッシュ・フロー		5,764
現金及び現金同等物の減少額		84,577
現金及び現金同等物の期首残高		261,387
現金及び現金同等物の第3四半期末残高		176,810

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第7期第3四半期会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年4月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法によっております。 貯蔵品 最終仕入原価法によっております。</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 工具器具及び備品 2～4年 ただし、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を償却する方法によっております。 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 営業権 5年均等償却を行っております。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>
4 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
5 四半期キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>四半期キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

項目	第7期第3四半期会計期間 (自 平成17年8月1日 至 平成18年4月30日)
6 その他四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

会計処理の変更

第7期第3四半期会計期間
(自 平成17年8月1日
至 平成18年4月30日)

(固定資産の減損に係る会計基準)

当第3四半期会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。

注記事項

(四半期貸借対照表関係)

第7期第3四半期会計期間末 (平成18年4月30日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	4,690千円
2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(四半期損益計算書関係)

第7期第3四半期会計期間 (自平成17年8月1日 至平成18年4月30日)	
1 営業外収益のうち主要なもの 助成金収入	2,805千円
2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息	1,944千円
支払手数料	4,439千円
3 特別損失のうち主要なもの 本社移転費用	9,150千円
4 減価償却実施額 有形固定資産	1,570千円
無形固定資産	12,800千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

第7期第3四半期会計期間 (自平成17年8月1日 至平成18年4月30日)	
現金及び現金同等物の第3四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
(平成18年4月30日現在)	
現金及び預金	176,810千円
現金及び現金同等物	176,810千円

(リース取引関係)

第7期第3四半期会計期間 (自平成17年8月1日 至平成18年4月30日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)			
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び第3四半期会計期間末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額 相当額 (千円)	第3四半期会計期間末 残高相当額 (千円)
工具器具 及び備品	13,504	3,786	9,718
未経過リース料第3四半期会計期間末残高相当額			
1年以内	4,205千円		
1年超	6,171千円		
合計	10,377千円		
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料	3,156千円		
減価償却費相当額	2,757千円		
支払利息相当額	547千円		
減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			
利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。			

(有価証券関係)

第7期第3四半期会計期間末(平成18年4月30日)

時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	四半期貸借対照表計上額(千円)
子会社株式及び関連会社株式 関連会社株式	50,424

(デリバティブ取引関係)

第7期第3四半期会計期間(自平成17年8月1日 至平成18年4月30日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

第7期第3四半期会計期間(自平成17年8月1日 至平成18年4月30日)

重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第7期第3四半期会計期間 (自平成17年8月1日 至平成18年4月30日)
1株当たり純資産額	47,871円24銭
1株当たり第3四半期純利益	5,356円26銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり第3四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(注) 1株当たり第3四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり第3四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第7期第3四半期会計期間 (自平成17年8月1日 至平成18年4月30日)
第3四半期純利益(千円)	42,930
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る第3四半期純利益(千円)	42,930
普通株式の期中平均株式数(株)	8,015
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり第3四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権6種類(新株予約権の目的となる株式の数1,520株)。これらの詳細は「第4提出会社の状況1株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

第7期第3四半期会計期間(自平成17年8月1日 至平成18年4月30日)

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

決算期	7月31日
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	7月31日
株券の種類	1株券 10株券 100株券
中間配当基準日	1月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無 料
新券交付手数料	無 料
単元未満株式の買取り	
取扱場所	
株主名簿管理人	
取次所	
買取手数料	
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	な し

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部 【特別情報】

第1 【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は連動子会社を有しておりませんので、連動子会社の財務諸表はありません。

1 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第2期 (平成13年7月31日)		第3期 (平成14年7月31日)		第4期 (平成15年7月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び現金	1	16,115		17,560		10,062	
2 売掛金		18,585		13,910		23,990	
3 仕掛品						2,012	
4 前払費用						630	
5 従業員短期貸付金						1,400	
6 関係会社短期貸付金						1,000	
7 未収入金		843		489			
8 その他		380		527		163	
貸倒引当金		111		83		158	
流動資産合計			35,813	81.9	32,405	76.8	39,101
固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 工具器具及び備品		1,621		2,131		2,796	
減価償却累計額		1,329	292	1,634	496	2,001	795
有形固定資産合計			292	496	1.2	795	1.5
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア				2,875		2,383	
(2) コンテンツ						2,103	
無形固定資産合計				2,875	6.8	4,487	8.4
3 投資その他の資産							
(1) 関係会社株式		3,500		3,500		6,950	
(2) 長期前払費用				450		150	
(3) 敷金保証金		3,800		1,800		1,800	
(4) 保険積立金		334		668			
投資その他の資産合計		7,634	17.4	6,418	15.2	8,900	16.7
固定資産合計		7,926	18.1	9,790	23.2	14,183	26.6
資産合計		43,739	100.0	42,195	100.0	53,284	100.0

2 【損益計算書】

区分	注記 番号	第2期 (自 平成12年8月1日 至 平成13年7月31日)		第3期 (自 平成13年8月1日 至 平成14年7月31日)		第4期 (自 平成14年8月1日 至 平成15年7月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高			128,753	100.0		122,288	100.0		101,089	100.0
売上原価										
当期製品製造原価			65,332	50.7		56,901	46.5		18,615	18.4
売上総利益			63,420	49.3		65,386	53.5		82,474	81.6
販売費及び一般管理費	1		59,452	46.2		65,166	53.3		82,165	81.3
営業利益			3,967	3.1		220	0.2		309	0.3
営業外収益										
1 受取利息		4			2			0		
2 その他			4	0.0	235	237	0.2	261	262	0.2
営業外費用										
1 支払利息		619			253			319		
2 その他		5	624	0.5	253	253	0.2	5	324	0.3
経常利益			3,347	2.6		204	0.2		246	0.2
特別利益										
1 貸倒引当金戻入額					28	28	0.0			
税引前当期純利益			3,347	2.6		232	0.2		246	0.2
法人税、住民税 及び事業税		270			210			180		
法人税等調整額			270	0.2		210	0.2		180	0.1
当期純利益			3,076	2.4		22	0.0		66	0.1
前期繰越利益又は 前期繰越損失()			2,865			211			234	
当期末処分利益			211			234			300	

3 【利益処分計算書】

		第2期 (平成13年9月25日)		第3期 (平成14年10月30日)		第4期 (平成15年10月21日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)	
当期末処分利益			211		234		300
利益処分量							
次期繰越利益			211		234		300

(注) 日付は株主総会承認日であります。

重要な会計方針

項目	第2期 (自 平成12年8月1日 至 平成13年7月31日)	第3期 (自 平成13年8月1日 至 平成14年7月31日)	第4期 (自 平成14年8月1日 至 平成15年7月31日)
1 有価証券の評価基準及び 評価方法	関連会社株式 移動平均法による原価法によ っております。	関連会社株式 同 左	子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によ っております。
2 たな卸資産の評価基準及 び評価方法			仕掛品 個別法による原価法によってお ります。
3 固定資産の減価償却の方 法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 工具器具及び備品 2~6年 ただし、取得価額10万円以上20 万円未満の少額減価償却資産につ いては、3年間均等償却によっ ております。 (2) (3)	(1) 有形固定資産 同 左 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 工具器具及び備品 2~6年 ただし、取得価額10万円以上20 万円未満の少額減価償却資産につ いては、3年間均等償却によっ ております。 (2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額 と残存有効期間(3年以内)に 基づく均等配分額とを比較し、 いずれか大きい額を償却する方 法によっております。 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期 間(5年)に基づく定額法によ っております。 (3) 長期前払費用 均等償却によっております。	(1) 有形固定資産 同 左 なお、主な耐用年数は以下のと おりであります。 工具器具及び備品 2~6年 ただし、取得価額10万円以上20 万円未満の少額減価償却資産につ いては、3年間均等償却によっ ております。 (2) 無形固定資産 市場販売目的のソフトウェア 同 左 自社利用のソフトウェア 同 左 (3) 長期前払費用 同 左

項目	第2期 (自 平成12年 8月 1日 至 平成13年 7月31日)	第3期 (自 平成13年 8月 1日 至 平成14年 7月31日)	第4期 (自 平成14年 8月 1日 至 平成15年 7月31日)
4 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同 左</p> <p>(2)賞与引当金 同 左</p>	<p>(1)貸倒引当金 同 左</p> <p>(2)賞与引当金 同 左</p>
5 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同 左</p>	<p>同 左</p>
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(1)消費税等の会計処理 同 左</p> <p>(2)自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 当事業年度から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。 (3)1株当たり当期純利益に関する会計基準等 当事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。 なお、同会計基準及び適用指針の適用に伴う影響については、「1株当たり情報」注記事項に記載のとおりであります。</p>

(追加情報)

第2期 (自 平成12年8月1日 至 平成13年7月31日)	第3期 (自 平成13年8月1日 至 平成14年7月31日)	第4期 (自 平成14年8月1日 至 平成15年7月31日)
		<p>消費税及び地方消費税については期間損益の適正化のために、当事業年度より現金主義から発生主義に変更しました。</p> <p>この変更により消費税及び地方消費税は2,650千円少なく、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額多く計上されております。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

第 2 期 (平成13年 7月31日)	第 3 期 (平成14年 7月31日)	第 4 期 (平成15年 7月31日)
<p>1</p> <p>2 会社が発行する株式 普通株式 800株 発行済株式総数 普通株式 200株</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている主なものは次のとおりであります。 売掛金 315千円</p> <p>2 会社が発行する株式 普通株式 800株 発行済株式総数 普通株式 200株</p>	<p>1 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている主なものは次のとおりであります。 売掛金 7,069千円</p> <p>2 会社が発行する株式 普通株式 5,000株 発行済株式総数 普通株式 630株</p>

(損益計算書関係)

第2期 (自 平成12年8月1日 至 平成13年7月31日)	第3期 (自 平成13年8月1日 至 平成14年7月31日)	第4期 (自 平成14年8月1日 至 平成15年7月31日)																																		
<p>1 販売費及び一般管理費の内訳</p> <p>(1) 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用はおよそ6%であり、一般管理費に属する費用はおよそ94%であります。</p> <p>なお、主な費目と金額については次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給料手当</td> <td>24,142千円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td>7,280千円</td> </tr> <tr> <td>支払地代家賃</td> <td>4,027千円</td> </tr> <tr> <td>雑給</td> <td>3,900千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>570千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入</td> <td>111千円</td> </tr> </table> <p>(2) 研究開発費の総額 一般管理費及び当期総製造費用に含まれる研究開発費 105千円</p>	給料手当	24,142千円	消耗品費	7,280千円	支払地代家賃	4,027千円	雑給	3,900千円	減価償却費	570千円	貸倒引当金繰入	111千円	<p>1 販売費及び一般管理費の内訳</p> <p>(1) 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用はおよそ7%であり、一般管理費に属する費用はおよそ93%であります。</p> <p>なお、主な費目と金額については次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>16,800千円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>16,525千円</td> </tr> <tr> <td>支払地代家賃</td> <td>5,954千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>4,198千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>534千円</td> </tr> </table> <p>(2)</p>	役員報酬	16,800千円	給料手当	16,525千円	支払地代家賃	5,954千円	法定福利費	4,198千円	減価償却費	534千円	<p>1 販売費及び一般管理費の内訳</p> <p>(1) 販売費及び一般管理費のうち販売費に属する費用はおよそ12%であり、一般管理費に属する費用はおよそ88%であります。</p> <p>なお、主な費目と金額については次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>役員報酬</td> <td>15,000千円</td> </tr> <tr> <td>給料手当</td> <td>24,976千円</td> </tr> <tr> <td>支払地代家賃</td> <td>6,930千円</td> </tr> <tr> <td>法定福利費</td> <td>4,835千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>1,836千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入</td> <td>74千円</td> </tr> </table> <p>(2) 研究開発費の総額 一般管理費及び当期総製造費用に含まれる研究開発費 160千円</p>	役員報酬	15,000千円	給料手当	24,976千円	支払地代家賃	6,930千円	法定福利費	4,835千円	減価償却費	1,836千円	貸倒引当金繰入	74千円
給料手当	24,142千円																																			
消耗品費	7,280千円																																			
支払地代家賃	4,027千円																																			
雑給	3,900千円																																			
減価償却費	570千円																																			
貸倒引当金繰入	111千円																																			
役員報酬	16,800千円																																			
給料手当	16,525千円																																			
支払地代家賃	5,954千円																																			
法定福利費	4,198千円																																			
減価償却費	534千円																																			
役員報酬	15,000千円																																			
給料手当	24,976千円																																			
支払地代家賃	6,930千円																																			
法定福利費	4,835千円																																			
減価償却費	1,836千円																																			
貸倒引当金繰入	74千円																																			

(リース取引関係)

第2期 (自 平成12年8月1日 至 平成13年7月31日)	第3期 (自 平成13年8月1日 至 平成14年7月31日)	第4期 (自 平成14年8月1日 至 平成15年7月31日)
内容の重要性が乏しく、リース契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。	同 左	同 左

(有価証券関係)

時価評価されていない有価証券

区分	第2期 (平成13年7月31日)	第3期 (平成14年7月31日)	第4期 (平成15年7月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
子会社株式及び関連会社株式			
子会社株式			5,000
関連会社株式	3,500	3,500	1,950
合計	3,500	3,500	6,950

(デリバティブ取引関係)

第2期(自 平成12年8月1日 至 平成13年7月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第3期(自 平成13年8月1日 至 平成14年7月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第4期(自 平成14年8月1日 至 平成15年7月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第2期(自 平成12年8月1日 至 平成13年7月31日)

当社は退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

第3期(自 平成13年8月1日 至 平成14年7月31日)

当社は退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

第4期(自 平成14年8月1日 至 平成15年7月31日)

当社は退職給付制度を採用していないため、該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第2期 (自 平成12年8月1日 至 平成13年7月31日)	第3期 (自 平成13年8月1日 至 平成14年7月31日)	第4期 (自 平成14年8月1日 至 平成15年7月31日)
1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産) 未払事業税否認 13千円 繰延税金資産小計 13千円 評価性引当額 13千円 繰延税金資産合計 千円	1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産) 未払事業税否認 9千円 繰延税金資産小計 9千円 評価性引当額 9千円 繰延税金資産合計 千円	1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳 (繰延税金資産) 未払事業税否認 11千円 繰延税金資産小計 11千円 評価性引当額 11千円 繰延税金資産合計 千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 38.3% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 1.7% 評価性引当額 0.4% 住民税均等割 2.1% 実効税率差額 1.9% 繰越欠損金 32.1% その他 0.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 8.1%	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 38.3% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 48.0% 評価性引当額 4.0% 住民税均等割 30.1% 実効税率差額 19.0% その他 11.1% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 90.3%	2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率 38.3% (調整) 交際費等永久に損金に算入されない項目 57.1% 評価性引当額 4.6% 住民税均等割 28.4% 実効税率差額 21.5% 過年度法人税等 31.5% その他 2.4% 税効果会計適用後の法人税等の負担率 73.0%

(持分法損益等)

第2期 (自 平成12年8月1日 至 平成13年7月31日)	第3期 (自 平成13年8月1日 至 平成14年7月31日)	第4期 (自 平成14年8月1日 至 平成15年7月31日)
重要性の乏しい関連会社であるため記載を省略しております。	同 左	同 左

【関連当事者との取引】

第2期(自 平成12年8月1日 至 平成13年7月31日)

1 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員	田中 祐介			当社代表取締役社長	(被所有)直接 47.5			当社リース債務に関する被保証	531		
								賃貸借契約に関する被保証	2,558		
								借入債務被保証	15,000		
役員	佐久間 裕幸			当社監査役			税務相談等	佐久間税務会計事務所への顧問料	1,096		
役員及びその近親者	田中 伸夫			当社代表取締役社長の二親等内の血族				賃貸借契約に関する被保証	7,982		
役員及びその近親者	黒田 猪津雄			当社代表取締役社長(黒田和道)の二親等内の血族				賃貸借契約に関する被保証	5,424		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) リース契約に対して、当社代表取締役社長田中祐介より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、期末リース債務残高を記載しております。

(2) 建物の賃貸借契約に対して、当社代表取締役社長田中祐介、当社代表取締役社長の二親等内の血族田中伸夫、当社代表取締役社長の二親等内の血族黒田猪津雄より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、年間の賃借料を記載しております。

(3) 事業会社からの借入に対して、当社代表取締役社長田中祐介より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、期末の借入残高を記載しております。

(4) 税務相談等に対して、当社監査役佐久間裕幸が代表である佐久間税務会計事務所に顧問料を支払っております。

なお、当該顧問料の支払につきましては、一般取引条件と同様に決定しております。

第3期(自 平成13年8月1日 至 平成14年7月31日)

1 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	田中 祐介			当社代表取締役社長	(被所有) 直接 47.5			当社リース債務に関する被保証	1,569		
								当社賃貸借契約に関する被保証	3,507		
								金融機関借入債務被保証	6,000		
役員	黒田 和道			当社代表取締役	(被所有) 直接 47.5			金融機関借入債務被保証	6,000		
役員	佐久間 裕幸			当社監査役			税務相談等	佐久間税務会計事務所への顧問料	687		
役員及びその近親者	田中 伸夫			当社代表取締役社長の二親等内の血族				金融機関借入債務被保証	6,000		
								当社賃貸借契約に関する被保証	7,568		
役員及びその近親者	黒田 猪津雄			当社代表取締役社長(黒田和道)の二親等内の血族				賃貸借契約に関する被保証	7,568		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) リース契約に対して、当社代表取締役社長田中祐介より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、期末リース債務残高を記載しております。

(2) 建物の賃貸借契約に対して、当社代表取締役社長田中祐介、当社代表取締役社長の二親等内の血族田中伸夫、当社代表取締役社長の二親等内の血族黒田猪津雄より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、年間の賃借料を記載しております。

(3) 銀行借入に対して、当社代表取締役社長田中祐介、当社代表取締役社長黒田和道、当社代表取締役社長の二親等内の血族田中伸夫より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、期末の借入残高を記載しております。

(4) 税務相談等に対して、当社監査役佐久間裕幸が代表である佐久間税務会計事務所に顧問料を支払っております。

なお、当該顧問料の支払につきましては、一般取引条件と同様に決定しております。

2 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
関連会社	(株)アジアジン	東京都 渋谷区	10,000	情報通信に関する制作物の開発・輸出入・販売	直接 35.0	取締役兼任1名	役務の提供	業務の受託	5,670	売掛金	315

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務の受託につきましては、当社と関係を有しない一般取引先と同様の条件によっております。

第4期(自 平成14年8月1日 至 平成15年7月31日)

1 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	田中 祐介			当社代表取締役社長	(被所有) 直接 46.8			当社リース債務に関する被保証	1,181		
								当社賃貸借契約に関する被保証	7,560		
								金融機関借入債務被保証	4,560		
役員	黒田 和道			当社取締役	(被所有) 直接 15.1			金融機関借入債務被保証	4,560		
役員及びその近親者	田中 伸夫			当社代表取締役社長の二親等内の血族				金融機関借入債務被保証	4,560		
役員及びその近親者	佐久間 裕幸			当社監査役			税務相談等	佐久間税務会計事務所への顧問料	880		

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) リース契約に対して、当社代表取締役社長田中祐介より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、期末リース債務残高を記載しております。

(2) 賃貸借契約に対して、当社代表取締役社長田中祐介より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、年間の賃借料を記載しております。

(3) 銀行借入に対して、当社代表取締役社長田中祐介、当社取締役黒田和道、当社代表取締役の二親等内の血族田中伸夫より連帯保証を受けております。

なお、当該連帯保証に対して保証料の支払は行っておりません。取引金額は、期末の借入残高を記載しております。

(4) 税務相談等に対して、当社監査役佐久間裕幸が代表である佐久間税務会計事務所に顧問料を支払っております。

なお、当該顧問料の支払につきましては、一般取引条件と同様に決定しております。

3. 黒田和道は平成15年2月1日付けで当社代表取締役社長を辞任しております。

2 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	(株)アジアジン	東京都 渋谷区	10,000	情報通信に 関する制作 物の開発・ 輸出入・販 売	直接 50.0	取締役兼 任2名	役務の提 供	業務の受託	6,152	売掛金	1,819
関連会 社	(株)ニューロン	神奈川 県藤沢 市	15,500	情報ネット ワークによ る情報処理 並びに情報 提供業務	直接 12.6	取締役兼 任1名	役務の提 供、受入	業務の受託	5,250	売掛金	5,250
								資金の貸付	1,000	短期貸付 金	1,000

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務の受託につきましては、当社と関係を有しない一般取引先と同様の条件によっております。

また、資金の貸付につきましては市場金利等を勘案して利率を決定しております。

3. 株式会社ニューロンに対する持分は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため、関連会社としたものであります。

(1 株当たり情報)

項目	第 2 期 (自 平成12年 8 月 1 日 至 平成13年 7 月31日)	第 3 期 (自 平成13年 8 月 1 日 至 平成14年 7 月31日)	第 4 期 (自 平成14年 8 月 1 日 至 平成15年 7 月31日)
1 株当たり純資産額	51,057円63銭	51,170円32銭	50,477円34銭
1 株当たり当期純利益	15,383円53銭	112円69銭	197円81銭
	なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	同 左	同 左
			当事業年度から「1 株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1 株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。 なお、同会計基準及び適用指針の適用に伴う影響はありません。

(注) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 2 期 (自 平成12年 8 月 1 日 至 平成13年 7 月31日)	第 3 期 (自 平成13年 8 月 1 日 至 平成14年 7 月31日)	第 4 期 (自 平成14年 8 月 1 日 至 平成15年 7 月31日)
当期純利益(千円)			66
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式に係る当期純利益(千円)			66
普通株式の期中平均株式数(株)			337

(重要な後発事象)

第 2 期 (自 平成12年 8 月 1 日 至 平成13年 7 月31日)	第 3 期 (自 平成13年 8 月 1 日 至 平成14年 7 月31日)	第 4 期 (自 平成14年 8 月 1 日 至 平成15年 7 月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。	該当事項はありません。

第三部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成16年7月23日	森 洋介	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	伊藤 幸司	東京都世田谷区	当社の従業員	10 (注)8	2,000,000 (200,000) (注)4	所有者の事情による
同上	同上	同上	同上	株式会社セブレイン代表取締役高橋敦子	東京都港区赤坂3-2-8		10 (注)8	2,000,000 (200,000) (注)4	所有者の事情による
平成16年7月30日	ウッドランド株式会社代表取締役安延 申	大阪府大阪市中央区今橋1-6-19	特別利害関係者等(大株主上位10名)	有限会社エスヴィシー取締役齋藤茂樹(注)12	東京都世田谷区松原4-20-16		14 (注)8	2,800,000 (200,000) (注)5	所有者の事情による
同上	同上	同上	同上	有限会社ジェーション・総研代表取締役加山幸浩	東京都足立区小台1-18-8		11 (注)8	2,200,000 (200,000) (注)5	所有者の事情による
平成16年8月31日	ウッドランド株式会社代表取締役安延 申	大阪府大阪市中央区今橋1-6-19	特別利害関係者等(大株主上位10名)	伊藤 幸司	東京都世田谷区	当社の従業員	2 (注)8	400,000 (200,000) (注)5	所有者の事情による
同上	同上	同上	同上	株式会社リミックスポイント代表取締役吉川 登	東京都港区元赤坂1-5-12		10 (注)8	2,000,000 (200,000) (注)5	所有者の事情による
同上	同上	同上	同上	中島 啓吾	神奈川県横浜市青葉区		13 (注)8	2,600,000 (200,000) (注)5	所有者の事情による
平成16年9月16日	黒田 和道	東京都江東区	特別利害関係者等(当社の取締役)(大株主上位10名)(注)9、10	田中 祐介	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)(大株主上位10名)	50 (注)8	10,000,000 (200,000) (注)5	所有者の事情による
同上	同上	同上	同上	伊藤 幸司	東京都世田谷区	当社の従業員	5 (注)8	1,000,000 (200,000) (注)5	所有者の事情による
平成16年9月16日	唐 先智	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の取締役)(注)9	伊藤 幸司	東京都世田谷区	当社の従業員	3 (注)8	600,000 (200,000) (注)5	所有者の事情による
平成17年1月30日	田中 祐介	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役)(大株主上位10名)	ウッドランド株式会社代表取締役安延 申	大阪府大阪市中央区今橋1-6-19	特別利害関係者等(大株主上位10名)	200	30,000,000 (150,000) (注)6	所有者の事情による
同上	同上	同上	同上	株式会社ビジネスアーキテクツ代表取締役林 亨	東京都千代田区五番町12-3		33	4,950,000 (150,000) (注)6	所有者の事情による
平成17年7月31日				加山 幸浩	千葉県松戸市	特別利害関係者等(当社の取締役)	250	2,500,000 (10,000)	新株予約権の権利行使

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成17年7月31日				荒井 孝幸	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の取締役) (注)9	40	400,000 (10,000)	新株予約権の権利行使
平成17年9月30日	荒井 孝幸	東京都目黒区	特別利害関係者等(当社の取締役) (注)9	有限会社輪王 取締役 佐藤香寿里	東京都世田谷区尾山台1-14-22		40	6,200,000 (155,000) (注)6	所有者の事情による
平成17年11月18日	山田 育矢	神奈川県横浜市西区		伊藤 幸司	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の取締役) (注)11	125	19,375,000 (155,000) (注)5	所有者の事情による
平成18年1月10日	田中 祐介	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役) (大株主上位10名)	伊藤 幸司	東京都世田谷区	特別利害関係者等(当社の代表取締役) (大株主上位10名)	30	4,650,000 (155,000) (注)5	所有者の事情による
同上	同上	同上	同上	橋爪 小太郎	千葉県市川市		40	6,200,000 (155,000) (注)5	所有者の事情による
平成18年1月31日				田中 祐介	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役) (大株主上位10名)	1,000	10,000,000 (10,000)	新株予約権の権利行使
平成18年4月14日	田中 祐介	東京都港区	特別利害関係者等(当社の代表取締役) (大株主上位10名)	アント・リード1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-2-1		248	57,660,000 (232,500) (注)7	所有者の事情による

(注) 1 当社は、株式会社名古屋証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第23条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日(平成15年8月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権証券の譲受け並びに譲渡(新株予約権の行使を含む。以下、「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を有価証券上場規程に関する取扱い要領2(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載することとされております。

2 当社は、「上場前公募等規則」第24条及び上場前公募等規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事証券会社は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表できるとされております。さらに、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事証券会社の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされております。

3 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

(1) 当社の特別利害関係者.....役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員。

(2) 当社の大株主上位10名

(3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員

(4) 証券会社(外国証券会社も含む。)及びその役員並びに証券会社の人的関係会社及び資本的关系会社

- 4 移動価格は、DCF法（割引キャッシュフロー法）で算出した評価額を参考に当事者間の協議により決定した価格であります。
- 5 移動価格は、直近の取引価格を参考に当事者間で協議により決定した価格であります。
- 6 移動価格は、直近の新株発行価格を参考に当事者間で協議により決定した価格であります。
- 7 移動価格は、第三者機関の査定価格を参考に当事者間で協議により決定した価格であります。
- 8 平成16年12月1日付で、1株を5株に分割しております。
- 9 当該株式等の移動時においては特別利害関係者等（当社の取締役）に該当しましたが、その後、当社の取締役を退任したことから、本書提出日現在においては特別利害関係者等（当社の取締役）には該当いたしません。
- 10 当該株式等の移動時においては特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）に該当しましたが、その後の当社において第三者割当増資等による新株発行を行ったことから、本書提出日現在においては特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）には該当いたしません。
- 11 当該株式等の移動により特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）となりました。
- 12 有限会社エスヴィシーは平成16年9月7日付で株式会社に改組し、平成17年4月6日付で株式会社日本デジタルコンバージョンに商号変更しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式(1)	株式(2)	株式(3)
発行年月日	平成16年3月10日	平成16年6月17日	平成16年12月27日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	100株(注)3	340株(注)3	399株
発行価格	1株につき50,000円 (注)3、4	1株につき50,000円 (注)3、4	1株につき150,000円 (注)6
資本組入額	1株につき50,000円	1株につき50,000円	1株につき75,000円
発行価額の総額	5,000,000円	17,000,000円	59,850,000円
資本組入額の総額	5,000,000円	17,000,000円	29,925,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約			(注)2

項目	株式(4)	株式(5)	株式(6)
発行年月日	平成17年2月15日	平成17年4月11日	平成17年6月24日
種類	普通株式	普通株式	普通株式
発行数	192株	451株	458株
発行価格	1株につき150,000円 (注)6	1株につき155,000円 (注)7	1株につき155,000円 (注)7
資本組入額	1株につき75,000円	1株につき77,500円	1株につき77,500円
発行価額の総額	28,800,000円	69,905,000円	70,990,000円
資本組入額の総額	14,400,000円	34,952,500円	35,495,000円
発行方法	第三者割当	第三者割当	第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2

項目	株式(7)	新株予約権(1)	新株予約権(2)
発行年月日	平成17年7月22日	平成16年6月16日	平成16年6月16日
種類	普通株式	第1回A種新株予約権	第1回B種新株予約権
発行数	381株	192株(注)3、8	383株(注)3、9
発行価格	1株につき155,000円 (注)7	1株につき50,000円 (注)3、4	1株につき50,000円 (注)3、4
資本組入額	1株につき77,500円	1株につき50,000円 (注)3	1株につき50,000円 (注)3
発行価額の総額	59,055,000円	9,600,000円 (注)8、19	19,150,000円 (注)9、19
資本組入額の総額	29,527,500円	9,600,000円 (注)8、19	19,150,000円 (注)9、19
発行方法	第三者割当	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき特別決議を行い付与を行っております。	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき特別決議を行い付与を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2		

項目	新株予約権(3)	新株予約権(4)	新株予約権(5)
発行年月日	平成17年6月14日	平成17年6月30日	平成17年11月28日
種類	第1回A種 新株予約権	第2回A種新株予約権	第2回A種 新株予約権
発行数	125株(注)10	336株(注)11	79株(注)12
発行価格	1株につき10,000円 (注)5	1株につき155,000円 (注)7	1株につき155,000円 (注)7
資本組入額	1株につき10,000円	1株につき77,500円	1株につき77,500円
発行価額の総額	1,250,000円 (注)10、19	52,080,000円 (注)11、19	12,245,000円 (注)12、19
資本組入額の総額	1,250,000円 (注)10、19	26,040,000円 (注)11、19	6,122,500円 (注)12、19
発行方法	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき特別決議を行い付与を行っております。	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき特別決議を行い付与を行っております。	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき特別決議を行い付与を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2

項目	新株予約権(6)	新株予約権(7)	新株予約権(8)
発行年月日	平成17年12月29日	平成17年12月29日	平成18年3月16日
種類	第3回A種新株予約権	第2回B種新株予約権	第4回A種新株予約権
発行数	191株(注)13	10株(注)14	10株(注)15
発行価格	1株につき155,000円 (注)7	1株につき155,000円 (注)7	1株につき155,000円 (注)7
資本組入額	1株につき77,500円	1株につき77,500円	1株につき77,500円
発行価額の総額	29,605,000円 (注)13、19	1,550,000円 (注)14、19	1,550,000円 (注)15、19
資本組入額の総額	14,802,500円 (注)13、19	775,000円 (注)14、19	775,000円 (注)15、19
発行方法	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき特別決議を行い付与を行っております。	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき特別決議を行い付与を行っております。	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき特別決議を行い付与を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	(注)2

項目	新株予約権(9)	新株予約権(10)	新株予約権付社債
発行年月日	平成18年5月29日	平成18年5月29日	平成16年6月24日
種類	第3回A種 新株予約権	第4回A種 新株予約権	第1回C種新株予約権
発行数	109株(注)13	10株(注)15	10株(注)3、18
発行価格	1株につき155,000円 (注)7	1株につき155,000円 (注)7	1株につき50,000円 (注)3、4
資本組入額	1株につき77,500円	1株につき77,500円	1株につき50,000円 (注)3
発行価額の総額	16,895,000円 (注)16、19	1,550,000円 (注)17、19	500,000円
資本組入額の総額	8,447,500円 (注)16、19	775,000円 (注)17、19	500,000円
発行方法	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき特別決議を行い付与を行っております。	旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき特別決議を行い付与を行っております。	
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2	

(注)1 第三者割当増資等による株式等の発行の制限に関し、株式会社名古屋証券取引所の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める上場前公募等規則第25条の規定において、新規上場申請者が、上場申請日の直前事業年度の末日の1年前の日以後において、株主割当その他同取引所が適当と認める方法以外の方法(以下「第三者割当等」という。)による募集株式(会社法第199条第1項に規定する募集株式をいう。以下同じ。)の割当を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他の同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、上場申請日の直前事業年度の末日は平成17年7月31日であります。
- 2 上記(1)の規定及び上場前公募等規則の取扱い第21条の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当を受けた日から上場以後6カ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する旨の確約を行っております。
- 3 平成16年11月13日開催の取締役会決議により、平成16年12月1日現在の株主に対し、所有株式1株を5株に分割しております。また、新株予約権及び新株予約権付社債については新株予約権の目的たる株式の数及び1株当たりの払込金額について調整を行っております。
- 4 発行価格は直近の取引事例に基づいて決定された価格であります。
- 5 (注)4により決定した価格に、(注)3による株式分割を調整した価格であります。
- 6 発行価格はDCF法(割引キャッシュフロー法)により算出された評価額を参考として決定した価格であります。
- 7 発行価格は直近の新株等の発行価格を参考として決定した価格であります。
- 8 (注)3による株式分割調整後の付与株式総数960株について、本書提出日までに退職等の理由により権利を放棄したことによって、本書提出日の前月末日現在、新株予約権の目的となる株式の数は520株となっております。本書提出日の前月末日現在、発行価額の総額は5,200,000円、資本組入額の総額は5,200,000円となっております。
- 9 (注)3による株式分割調整後の付与株式総数1,915株について、本書提出日までにすべて権利行使又は放棄されております。
- 10 付与株式総数125株について、本書提出日までに退職等の理由により権利を放棄したことにより、本書提出日の前月末日現在、新株予約権の目的となる株式の数は100株となっております。本書提出日の前月末日現在、発行価額の総額は1,000,000円、資本組入額の総額は1,000,000円となっております。
- 11 付与株式総数336株について、本書提出日までに退職等の理由により権利を放棄したことにより、本書提出日の前月末日現在、新株予約権の目的となる株式の数は260株となっております。本書提出日の前月末日現在、発行価額の総額は40,300,000円、資本組入額の総額は20,150,000円となっております。
- 12 付与株式総数79株について、本書提出日までに退職等の理由により権利を放棄したことにより、本書提出日の前月末日現在、新株予約権の目的となる株式の数は79株となっております。本書提出日の前月末日現在、発行価額の総額は12,245,000円、資本組入額の総額は6,122,500円となっております。
- 13 付与株式総数191株について、本書提出日までに退職等の理由により権利を放棄したことにより、本書提出日の前月末日現在、新株予約権の目的となる株式の数は191株となっております。本書提出日の前月末日現在、発行価額の総額は29,605,000円、資本組入額の総額は14,802,500円となっております。
- 14 付与株式総数10株について、本書提出日までにすべて権利行使されております。
- 15 付与株式総数10株について、本書提出日までに権利の行使又は放棄したことにより、本書提出日の前月末日現在、新株予約権の目的となる株式の数は10株となっております。本書提出日の前月末日現在、発行価額の総額は1,550,000円、資本組入額の総額は1,550,000円となっております。
- 16 付与株式総数109株について、本書提出日までに権利の行使又は放棄したことにより、本書提出日の前月末日現在、新株予約権の目的となる株式の数は109株となっております。本書提出日の前月末日現在、発行価額の総額は16,895,000円、資本組入額の総額は8,447,500円となっております。
- 17 付与株式総数10株について、本書提出日までに権利の行使又は放棄したことにより、本書提出日の前月末日現在、新株予約権の目的となる株式の数は10株となっております。本書提出日の前月末日現在、発行価額の総額は1,550,000円、資本組入額の総額は1,550,000円となっております。
- 18 付与株式総数10株について、本書提出日までにすべて権利放棄されております。
- 19 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、当初付与対象者全員が新株予約権を行使した場合の金額を記載しております。
- 20 新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。なお、新株予約権(1)、(2)、(3)については(注)3の株式分割に伴う行使時の払込金額調整後の金額を記載しております。

項目	新株予約権(1)	新株予約権(2)	新株予約権(3)
行使時の払込金額	1株につき10,000円	1株につき10,000円	1株につき10,000円
行使請求期間	平成18年6月17日から平成26年6月16日まで	平成17年3月1日から平成26年6月16日まで	平成18年6月17日から平成26年6月16日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	平成16年6月16日開催の株主総会決議及び平成16年6月16日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で個別に締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	平成16年6月16日開催の株主総会決議及び平成16年6月16日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で個別に締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	平成16年6月16日開催の株主総会決議及び平成17年6月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で個別に締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

項目	新株予約権(4)	新株予約権(5)	新株予約権(6)
行使時の払込金額	1株につき155,000円	1株につき155,000円	1株につき155,000円
行使請求期間	平成19年7月1日から平成27年6月30日まで	平成19年7月1日から平成27年6月30日まで	平成19年12月30日から平成27年12月29日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	平成17年6月30日開催の株主総会決議及び平成17年6月30日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で個別に締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	平成17年6月30日開催の株主総会決議及び平成17年11月28日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で個別に締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	平成17年12月29日開催の株主総会決議及び平成17年12月29日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で個別に締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

項目	新株予約権(7)	新株予約権(8)	新株予約権(9)
行使時の払込金額	1株につき155,000円	1株につき155,000円	1株につき155,000円
行使請求期間	平成18年2月1日から平成21年12月29日まで	平成20年3月14日から平成28年3月13日まで	平成19年12月30日から平成27年12月29日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	平成17年12月29日開催の株主総会決議及び平成17年12月29日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で個別に締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	平成18年3月13日開催の株主総会決議及び平成18年3月16日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で個別に締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。	平成17年12月29日開催の株主総会決議及び平成18年5月29日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で個別に締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

項目	新株予約権(10)
行使時の払込金額	1株につき155,000円
行使請求期間	平成20年3月14日から 平成28年3月13日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	平成18年3月13日開催の株主総会決議及び平成18年5月29日開催の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で個別に締結する「新株予約権付与契約書」に定めております。

2 【取得者の概況】

(1) 平成16年3月10日を払込期日とする第三者割当増資

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
久野 和雄	大阪府大阪市住吉区	会社役員	80 (注) 1	4,000,000 (50,000) (注) 1	(注) 2
森 洋介	東京都大田区	会社員	20 (注) 1	1,000,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員 (注) 3

(注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議により、平成16年12月1日現在の株主に対し、所有株式1株を5株に分割しております。

2 久野和雄は当該第三者割当増資により特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）となりました。

3 森洋介は当該第三者割当増資により特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）となりましたが、その後の株式譲渡により、本書提出日現在においては特別利害関係者等（当社の大株主上位10名）には該当いたしません。

(2) 平成16年6月17日を払込期日とする第三者割当増資

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
田中 祐介	東京都港区	会社役員	260 (注)	13,000,000 (50,000) (注)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長) (当社の大株主上位10名)
田中 伸夫	東京都世田谷区	会社員	80 (注)	4,000,000 (50,000) (注)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長の二親等内の血族) (当社の大株主上位10名)

(注) 平成16年11月13日開催の取締役会決議により、平成16年12月1日現在の株主に対し、所有株式1株を5株に分割しております。

(3) 平成16年12月27日を払込期日とする第三者割当増資

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
三菱商事株式会社 代表取締役 小島 順彦 資本金 190,071百万円	東京都千代田区丸の内2-6-3	総合商社	333	49,950,000 (150,000)	取引先 (注)
ジャイク・大学発最 先端事業育成老号投 資事業有限責任組 合業務執行組合員 日本アジア投資株 式会社 代表取締役 立岡 登與次	東京都千代田区永田町2-13- 5	投資事業組合	46	6,900,000 (150,000)	
日本アジア投資株 式会社 代表取締役 立岡 登與次 資本金 24,293百万円	東京都千代田区永田町2-13- 5	投資業	20	3,000,000 (150,000)	

(注) 三菱商事株式会社は当該第三者割当増資により特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)となりました。

(4) 平成17年2月15日を払込期日とする第三者割当増資

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
イオックス第1号投 資事業組合 代表者 中村 吉人	東京都中央区日本橋茅場町 2-13-13	投資事業組合	173	25,950,000 (150,000)	(注)
イオックス株式会 社 代表取締役 中村 吉人 資本金 28百万円	東京都中央区日本橋茅場町 2-13-13	投資業	19	2,850,000 (150,000)	

(注) イオックス第1号投資事業組合は当該第三者割当増資により特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)となりましたが、その後の当社において第三者割当増資等による新株発行を行ったことから本書提出日現在においては特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)には該当いたしません。

(5) 平成17年4月11日を払込期日とする第三者割当増資

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
投資事業組合オリックス9号 業務執行組合員 オリックス・キャピタル株式会社 代表取締役 広瀬 秋良	東京都港区浜松町2-4-1	投資事業組合	258	39,990,000 (155,000)	(注) 1
株式会社U F Jキャピタル 代表取締役社長 中村 明 資本金 2,200百万円 (注) 2	東京都中央区京橋2-14-1	投資業	193	29,915,000 (155,000)	(注) 2

(注) 1 投資事業組合オリックス9号は当該第三者割当増資により特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)となりました。

- 2 株式会社U F Jキャピタルは平成17年6月29日に代表取締役社長が中村明氏から鶴田和彦氏へ変更となっており、平成17年10月1日にダイヤモンドキャピタル株式会社と合併を行い、三菱U F Jキャピタル株式会社と商号を変更しており、その資本金の額も2,950百万円となっております。また、株式会社U F Jキャピタルは当該第三者割当増資により特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)となりましたが、その後の当社において第三者割当増資等による新株発行を行ったことから本書提出日現在においては特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)には該当いたしません。

(6) 平成17年6月24日を払込期日とする第三者割当増資

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
東京投資育成4号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 東京中小企業投資育成株式会社 代表取締役社長 宇佐美 功	東京都渋谷区3-29-22	投資事業組合	258	39,990,000 (155,000)	(注) 1
電通ドットコム第二号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 株式会社電通ドットコム 代表取締役社長 勅使川原 直彦	東京都中央区築地1-9-5	投資事業組合	200	31,000,000 (155,000)	(注) 2

(注) 1 東京投資育成4号投資事業有限責任組合は当該第三者割当増資により特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)となりました。

- 2 電通ドットコム第二号投資事業有限責任組合は当該第三者割当増資により特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)となりましたが、その後の当社において第三者割当増資等による新株発行を行ったことから本書提出日現在においては特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)には該当いたしません。

(7) 平成17年7月22日を払込期日とする第三者割当増資

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社ソフトク リエイト 代表取締役 林 勝 資本金 817百万円	東京都渋谷区渋谷2-22-3	ソフトウェア 等の販売	322	49,910,000 (155,000)	取引先 (注)
伊藤 幸司	東京都世田谷区	会社役員	32	4,960,000 (155,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
丸山 聡	東京都文京区	会社員	10	1,550,000 (155,000)	当社の従業員
大澤 昭人	埼玉県さいたま市南区	会社役員	5	775,000 (155,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
中山 かつお	東京都江東区	会社役員	5	775,000 (155,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
吉永 和真	東京都板橋区	会社員	4	620,000 (155,000)	当社の従業員
松本 孝利	東京都町田市	会社役員	3	465,000 (155,000)	

(注) 株式会社ソフトクリエイトは当該第三者割当増資により特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)となりました。

(8) 平成16年6月16日発行の新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
山田 育矢	神奈川県横浜市西区	会社役員	50 (注) 1、3	2,500,000 (50,000) (注) 1	特別利害関係者等 (当社の取締役) (当社の大株主上 位10名) (注) 2
黒田 和道	東京都江東区	会社役員	50 (注) 1、3	2,500,000 (50,000) (注) 1	特別利害関係者等 (当社の取締役) (当社の大株主上 位10名) (注) 2
伊藤 幸司	東京都世田谷区	会社員	30 (注) 1	1,500,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員
陳 昶	東京都豊島区	会社員	30 (注) 1	1,500,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員
佐藤 大介	神奈川県川崎市多摩区	会社員	10 (注) 1	500,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員
河野 智彦	東京都渋谷区	会社役員	7 (注) 1	350,000 (50,000) (注) 1	特別利害関係者等 (当社の取締役) (当社の大株主上 位10名) (注) 2
荒木 英士	神奈川県大和市	会社員	3 (注) 1、3	150,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員
須之内 雄司	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	3 (注) 1、3	150,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員
鎌田 陽文	東京都板橋区	会社員	2 (注) 1	100,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員
奥山 良介	埼玉県さいたま市南区	会社員	1 (注) 1	50,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員
三原 敦	神奈川県横浜市港北区	会社員	1 (注) 1	50,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員
長谷 公志	千葉県千葉市若葉区	会社員	1 (注) 1、3	50,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員
戸沢 真一	東京都世田谷区	会社員	1 (注) 1	50,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員
吉永 和真	東京都板橋区	会社員	1 (注) 1	50,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員
下田 誠	東京都世田谷区	会社員	1 (注) 1、3	50,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員
平賀 雅子	東京都国分寺市	会社員	1 (注) 1	50,000 (50,000) (注) 1	当社の従業員

(注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議により、平成16年12月1日現在の株主に対し、所有株式1株を5株に分割しており、それに伴い新株予約権の目的たる株式の数及び1株当たりの払込金額について調整を行っております。

2 当該新株予約権付与時においては、特別利害関係者等(当社の取締役、当社の大株主上位10名)に該当しましたが、その後の当社において第三者割当増資等による新株発行を行ったこと、取締役を退任したことから、本書提出日現在においては特別利害関係者等(当社の取締役、当社の大株主上位10名)には該当いたしません。

3 付与決議後において権利の全部または一部を放棄しております。

(9) 平成16年6月16日発行の新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
田中 祐介	東京都港区	会社役員	200 (注) 1、 2	10,000,000 (50,000) (注) 1	特別利害関係者等 (当社の代表取締役) (当社の大株主上位10名)
加山 幸浩	千葉県松戸市	会社役員	50 (注) 1、 2	2,500,000 (50,000) (注) 1	
中村 吉人	東京都世田谷区	会社役員	35 (注) 1、 2	1,750,000 (50,000) (注) 1	
池谷 裕之	東京都武蔵野市	会社役員	35 (注) 1、 3	1,750,000 (50,000) (注) 1	
荒井 孝幸	東京都北区	会社員	30 (注) 1、 3	1,500,000 (50,000) (注) 1	
伊生 祥見	東京都足立区	会社員	20 (注) 1、 2	1,000,000 (50,000) (注) 1	
Hector Saldana	Mountain View CA94043,USA	会社役員	10 (注) 1、 2	500,000 (50,000) (注) 1	
丸山 聡	東京都中野区	会社員	3 (注) 1、 2	150,000 (50,000) (注) 1	

(注) 1 平成16年11月13日開催の取締役会決議により、平成16年12月1日現在の株主に対し、所有株式1株を5株に分割しており、それに伴い新株予約権の目的たる株式の数及び1株当たりの払込金額について調整を行っております。

2 付与済の新株予約権について権利行使をしております。

3 付与済の新株予約権のうち一部について権利行使をしており、残りについては権利の放棄を行っております。

(10) 平成17年6月14日発行の新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
伊藤 幸司	東京都世田谷区	会社役員	55	550,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
荒井 孝幸	東京都目黒区	会社役員	20 (注) 3	200,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (注) 1
黒田 和道	東京都江東区	会社員	20	200,000 (10,000)	特別利害関係者等 (当社の大株主上 位10名) (注) 2 当社の従業員
三原 敦	神奈川県横浜市港北区	会社員	5	50,000 (10,000)	当社の従業員
長谷 公志	神奈川県横浜市港北区	会社員	5 (注) 3	50,000 (10,000)	当社の従業員
戸沢 真一	東京都世田谷区	会社員	5	50,000 (10,000)	当社の従業員
吉永 和真	東京都板橋区	会社員	5	50,000 (10,000)	当社の従業員
渡辺 聡志	東京都東村山市	会社員	5	50,000 (10,000)	当社の従業員
富田 紫文	東京都足立区	会社員	5	50,000 (10,000)	当社の従業員

(注) 1 当該新株予約権付与時においては特別利害関係者等(当社の取締役)に該当しましたが、その後、当社の取締役を退任したことから、本書提出日現在においては特別利害関係者等(当社の取締役)には該当いたしません。

2 当該新株予約権付与時においては特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)に該当しましたが、その後の当社において第三者割当増資等による新株発行を行ったことから、本書提出日現在においては特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)には該当いたしません。

3 付与決議後において権利の全部を放棄しております。

(11) 平成17年6月30日発行の新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
伊藤 幸司	東京都世田谷区	会社役員	200	31,000,000 (155,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
荒井 孝幸	東京都目黒区	会社役員	60 (注) 2	9,300,000 (155,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (注) 1
丸山 聡	東京都文京区	会社員	20	3,100,000 (155,000)	当社の従業員
荒木 英士	神奈川県大和市	会社員	10 (注) 2	1,550,000 (155,000)	当社の従業員
大澤 昭人	埼玉県さいたま市南区	会社役員	6	930,000 (155,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
中山 かつお	東京都江東区	会社役員	6	930,000 (155,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
奥山 良介	埼玉県さいたま市南区	会社員	5	775,000 (155,000)	当社の従業員
加藤 康宏	神奈川県川崎市中原区	会社員	5	775,000 (155,000)	当社の従業員
有賀 祥平	東京都練馬区	会社員	5	775,000 (155,000)	当社の従業員
井上 淳	千葉県船橋市	会社員	3	465,000 (155,000)	当社の従業員
池田 亜通子	神奈川県横浜市栄区	会社員	3 (注) 2	465,000 (155,000)	当社の従業員
小野寺 絢子	千葉県柏市	会社員	3	465,000 (155,000)	当社の従業員
石津 慎弥	東京都世田谷区	会社員	3	465,000 (155,000)	当社の従業員
関根 正夫	東京都千代田区	会社員	3 (注) 2	465,000 (155,000)	当社の従業員
坂口 太枝子	千葉県松戸市	会社員	3	465,000 (155,000)	当社の従業員
馬場 隆明	千葉県千葉市稲毛区	会社員	1	155,000 (155,000)	当社の従業員

(注) 1 当該新株予約権付与時においては特別利害関係者等(当社の取締役)に該当しましたが、その後、当社の取締役を退任したことから、本書提出日現在においては特別利害関係者等(当社の取締役)には該当いたしません。

2 付与決議後において権利の全部を放棄しております。

(12) 平成17年11月28日発行の新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
丸山 聡	東京都文京区	会社員	39	6,045,000 (155,000)	当社の従業員
奥瀬 俊哉	東京都八王子市	会社員	30	4,650,000 (155,000)	当社の従業員
日吉 宣博	千葉県市川市	会社員	10	1,550,000 (155,000)	当社の従業員

(13) 平成17年12月29日発行の新株予約権（ストックオプション）

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
丸山 聡	東京都渋谷区	会社員	71	11,005,000 (155,000)	当社の従業員
奥瀬 俊哉	東京都八王子市	会社役員	70	10,850,000 (155,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
橋爪 小太郎	千葉県市川市	会社員	50	7,750,000 (155,000)	当社の従業員 (注)

(注) 平成18年6月23日開催の臨時株主総会にて、取締役役に選任され就任しております。

(14) 平成17年12月29日発行の新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
齋藤 茂樹	東京都世田谷区	会社役員	10 (注)	1,550,000 (155,000)	

(注) 付与済の新株予約権について権利行使をしております。

(15) 平成18年3月16日発行の新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
石井 賢一	千葉県浦安市	会社役員	10	1,550,000 (155,000)	特別利害関係者等 (当社の監査役)

(16) 平成18年5月29日発行の新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
河野 友孝	東京都渋谷区	会社員	25	3,875,000 (155,000)	当社の従業員
戸沢 真一	東京都世田谷区	会社員	20	3,100,000 (155,000)	当社の従業員
須之内 雄司	神奈川県横浜市戸塚区	会社員	15	2,325,000 (155,000)	当社の従業員
鎌田 陽文	東京都板橋区	会社員	8	1,240,000 (155,000)	当社の従業員
伊藤 幸司	東京都世田谷区	会社役員	6	930,000 (155,000)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
樋口 政治	東京都豊島区	会社員	5	775,000 (155,000)	当社の従業員
西岡 郁高	神奈川県横浜市青葉区	会社員	5	775,000 (155,000)	当社の従業員
青山 智子	東京都大田区	会社員	3	465,000 (155,000)	当社の従業員
馬場 隆明	千葉県千葉市稲毛区	会社員	3	465,000 (155,000)	当社の従業員
藤原 幸則	東京都大田区	会社員	3	465,000 (155,000)	当社の従業員
矢戸 政法	東京都八王子市	会社員	3	465,000 (155,000)	当社の従業員
田中 貴	神奈川県大和市	会社員	3	465,000 (155,000)	当社の従業員
中村 卓	東京都北区	会社員	3	465,000 (155,000)	当社の従業員
鈴木 啓太	東京都杉並区	会社員	3	465,000 (155,000)	当社の従業員
杉原 香	神奈川県横浜市栄区	会社員	3	465,000 (155,000)	当社の従業員
佐藤 純史	東京都杉並区	会社員	1	155,000 (155,000)	当社の従業員

(17) 平成18年5月29日発行の新株予約権

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
渡邊 豪志	東京都港区	会社員	5	775,000 (155,000)	当社の従業員
佐藤 紘子	東京都中野区	会社員	3	465,000 (155,000)	当社の従業員
佐藤 純史	東京都杉並区	会社員	2	310,000 (155,000)	当社の従業員

(18) 平成16年6月24日発行の新株予約権付社債

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
イオックス第1号投資事業組合 代表者 中村 吉人	東京都中央区日本橋茅場町 2-13-13	投資事業組合	9 (注)	450,000 (50,000)	
イオックス株式会社 代表取締役 中村 吉人 資本金 28百万円	東京都中央区日本橋茅場町 2-13-13	投資業	1 (注)	50,000 (50,000)	

(注) 付与後に権利の全部を放棄しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成17年7月31日				伊生 祥見	東京都足立区		100	1,000,000 (10,000)	新株予約権の権利行使
平成17年7月31日				Hector Saldana	Mountain View CA94043, USA		50	500,000 (10,000)	新株予約権の権利行使
平成17年7月31日				丸山 聡	東京都文京区	当社の従業員	15	150,000 (10,000)	新株予約権の権利行使
平成18年5月31日				中村 吉人	東京都世田谷区		175	1,750,000 (10,000)	新株予約権の権利行使
平成18年5月31日				池谷 裕之	東京都武蔵野市		50	500,000 (10,000)	新株予約権の権利行使
平成18年5月31日				齋藤 茂樹	東京都世田谷区		10	1,550,000 (155,000)	新株予約権の権利行使

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
田中 祐介(注)3、4	東京都港区	3,474	34.06
伊藤 幸司(注)3、5	東京都港区	698 (411)	6.84 (4.03)
田中 伸夫(注)3、8	東京都世田谷区	500	4.90
ウッドランド株式会社(注)3	大阪府大阪市中央区今橋1-6-19	450	4.41
久野 和雄(注)3	大阪府大阪市住吉区	400	3.92
三菱商事株式会社(注)3	東京都千代田区丸の内2-3-1	333	3.26
株式会社ソフトクリエイト (注)3	東京都渋谷区渋谷2-22-3	322	3.16
黒田 和道(注)7	東京都江東区	304 (120)	2.98 (1.18)
投資事業組合オリックス9号 (注)3	東京都港区浜松町2-4-1	258	2.53
東京投資育成4号投資事業有限 責任組合(注)3	東京都渋谷区渋谷3-29-22	258	2.53
加山 幸浩(注)3、5	千葉県松戸市	250	2.45
アント・リード1号投資事業有 限責任組合	東京都千代田区丸の内1-2-1	248	2.43
電通ドットコム第二号投資事業 有限責任組合	東京都中央区築地1-9-5	200	1.96
三菱UFJキャピタル株式会社	東京都中央区京橋2-14-1	193	1.89
中村 吉人	東京都世田谷区	175	1.72
イオックス第1号投資事業組合	東京都港区虎ノ門5-3-20	173	1.70
丸山 聡	東京都渋谷区	155 (130)	1.52 (1.27)
陳 昶	東京都豊島区	150 (150)	1.47 (1.47)
唐 先智(注)7	東京都目黒区	135	1.32
河野 智彦(注)7	東京都渋谷区	135 (35)	1.32 (0.34)
佐々木 竹充(注)7	東京都練馬区	100	0.98
伊生 祥見	東京都足立区	100	0.98
奥瀬 俊哉(注)5	東京都八王子市	100 (100)	0.98 (0.98)
橋爪 小太郎(注)5	千葉県市川市	90 (50)	0.88 (0.49)
中島 啓吾	神奈川県横浜市青葉区	75	0.74
有限会社ジェーシー・総研 (注)9	東京都足立区小台1-18-8	75	0.74

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社日本デジタルコンバー ジェンス	東京都渋谷区西原2-33-6	70	0.69
有限会社輪王	東京都世田谷区尾山台1-14-22	65	0.64
株式会社リミックスポイント	東京都港区元赤坂1-5-12	50	0.49
株式会社セレブレイン	東京都港区赤坂3-2-8	50	0.49
Hector Saldana	Mountain View CA94043,USA	50	0.49
佐藤 大介(注)7	神奈川県横浜市港北区	50 (50)	0.49 (0.49)
池谷 裕之	東京都武蔵野市	50	0.49
ジャイク・大学発最先端事業育 成番号投資事業有限責任組合	東京都千代田区永田町2-13-5	46	0.45
戸沢 真一(注)7	東京都世田谷区	37 (30)	0.36 (0.29)
株式会社ビジネスアーキテツ	東京都港区海岸1-11-1	33	0.32
平山 貴之(注)7	東京都西東京市	30	0.29
角家 弘志	東京都渋谷区	30	0.29
河野 友孝(注)7	東京都渋谷区	25 (25)	0.25
日本アジア投資株式会社	東京都千代田区永田町2-13-5	20	0.20
イオックス株式会社	東京都港区虎ノ門5-3-20	19	0.19
吉永 和真(注)7	東京都板橋区	18 (10)	0.18 (0.10)
鎌田 陽文(注)7	東京都板橋区	18 (18)	0.18 (0.18)
三原 敦(注)7	神奈川県横浜市港北区	15 (10)	0.15 (0.10)
須之内 雄司(注)7	神奈川県横浜市戸塚区	15 (15)	0.15 (0.10)
大澤 昭人(注)6	埼玉県さいたま市南区	11 (6)	0.11 (0.06)
中山 かつお(注)6	東京都江東区	11 (6)	0.11 (0.06)
山田 育也	神奈川県鎌倉市	10	0.10
齋藤 茂樹	東京都世田谷区	10	0.10
奥山 良介(注)7	東京都北区	10 (10)	0.10 (0.10)
日吉 宣博(注)7	東京都目黒区	10 (10)	0.10 (0.10)
石井 賢一(注)6	千葉県浦安市	10 (10)	0.10 (0.10)
岸野 雅子(注)7	東京都国分寺市	5 (5)	0.05 (0.05)
渡辺 聡志(注)7	東京都港区	5 (5)	0.05 (0.05)
富田 紫丈	東京都足立区	5 (5)	0.05 (0.05)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
加藤 康宏(注)7	神奈川県川崎市中原区	5 (5)	0.05 (0.05)
有賀 祥平(注)7	東京都練馬区	5 (5)	0.05 (0.05)
樋口 政治(注)7	東京都豊島区	5 (5)	0.05 (0.05)
西岡 郁高(注)7	神奈川県横浜市青葉区	5 (5)	0.05 (0.05)
渡邊 豪志(注)7	東京都港区	5 (5)	0.05 (0.05)
馬場 隆明(注)7	千葉県千葉市稲毛区	4 (4)	0.04 (0.04)
松本 孝利	東京都町田市	3	0.03
井上 淳	千葉県船橋市	3 (3)	0.03 (0.03)
小野寺 絢子(注)7	東京都北区	3 (3)	0.03 (0.03)
石津 慎弥(注)7	神奈川県川崎市宮前区	3 (3)	0.03 (0.03)
坂口 太枝子(注)7	東京都目黒区	3 (3)	0.03 (0.03)
青山 智子(注)7	東京都品川区	3 (3)	0.03 (0.03)
藤原 幸則(注)7	東京都大田区	3 (3)	0.03 (0.03)
矢戸 政法(注)7	東京都八王子市	3 (3)	0.03 (0.03)
田中 貴(注)7	神奈川県大和市	3 (3)	0.03 (0.03)
中村 卓(注)7	東京都北区	3 (3)	0.03 (0.03)
佐藤 純史(注)7	東京都杉並区	3 (3)	0.03 (0.03)
杉原 香(注)7	東京都北区	3 (3)	0.03 (0.03)
佐藤 紘子(注)7	東京都中野区	3 (3)	0.03 (0.03)
鈴木 啓太(注)7	東京都杉並区	3 (3)	0.03 (0.03)
計		10,200 (1,279)	100.00 (12.54)

- (注) 1. 所有株式数の()内の数字は、内数で旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストックオプション)に伴う潜在株式数並びに割合を記載しております。
2. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
4. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)
5. 特別利害関係者等(当社の取締役)
6. 特別利害関係者等(当社の監査役)
7. 当社の従業員
8. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長の二親等以内の血族)
9. 特別利害関係者等(当社の取締役により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 9 月 5 日

株式会社フラクタリスト

取締役会 御中

あずさ監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士

宮直仁 

代表社員
関与社員 公認会計士

柏崎周弘 

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フラクタリストの平成15年8月1日から平成16年7月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益処分計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フラクタリストの平成16年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 18 年 9 月 5 日

株式会社フラクタリスト
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

宮 直仁 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

柏崎 周弘 

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フラクタリストの平成16年8月1日から平成17年7月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フラクタリストの平成17年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間監査報告書

平成 18 年 9 月 5 日

株式会社フラクタリスト

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士

宮直仁 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

柏崎周弘 

当監査法人は、株式会社名古屋証券取引所の「有価証券上場規程」第3条第7項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フラクタリストの平成17年8月1日から平成18年7月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（平成17年8月1日から平成18年1月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フラクタリストの平成18年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年8月1日から平成18年1月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上